

平成30年度 東大和市教育委員会  
の権限に属する事務の管理執行状況  
の点検及び評価（平成29年度分）  
報告書

平成30年11月  
東大和市教育委員会

## 目 次

### 第1章 教育委員会の点検及び評価について

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 点検及び評価の目的 | 1 |
| 2 | 点検及び評価の内容 | 1 |

### 第2章 東大和市教育委員会の運営状況について

- |   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| 1 | 教育委員会の開催状況         | 2 |
| 2 | 教育委員会議等の審議状況       | 2 |
| 3 | 教育委員会議以外の教育委員の活動状況 | 5 |
| 4 | その他                | 6 |

### 第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成29年度主要施策の点検及び評価について

- |   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成 | 7  |
| 2 | 基本方針2「豊かな個性」と「創造力」の伸長       | 16 |
| 3 | 基本方針3「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実 | 31 |
| 4 | 基本方針4「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進 | 45 |

### 第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

56

# 第1章 教育委員会の点検及び評価について

## 1 点検及び評価の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成20年4月1日から一部改正され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

これにより、東大和市教育委員会では、本市における教育の基本方針に基づく平成29年度の主要施策や事務事業について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を次のとおりまとめました。

### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 点検及び評価の内容

### (1) 点検及び評価の対象

- ① 平成29年度東大和市教育委員会の運営状況について
- ② 平成29年度東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・事務事業について

### (2) 点検及び評価の方法

- ① 点検及び評価は、前年度の教育委員会の運営状況・主要施策等の取組状況（実績）を明らかにするとともに、成果及び課題の方向性を示し、毎年度1回実施します。
- ② 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取します。
  - ア 定員 3人（内2人は市民公募）
  - イ 任期 3年
- ③ 点検及び評価結果を取りまとめた報告書を市議会へ提出するとともに、公表します。

### (3) 実績等の表示

施策の取組状況（実績）については、必要に応じて数値で表すとともに、経年の変化がわかるように参考として平成28年度の数値を〔 〕で表しました。

## 第2章 東大和市教育委員会の運営状況について

東大和市教育委員会の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）第2条の規定に基づき東大和市教育委員会に提出し、審議しました。

### 1 教育委員会の開催状況

教育委員会については、原則として毎月1回教育委員会定例会を開催し、議案の審議を行いました。

また、教育委員会定例会の他に、教育委員懇談会を開催しました。

- (1) 教育委員会定例会……12回[12回]、教育委員会臨時会…1回[0回]
- (2) 教育委員懇談会定例会…8回[8回]、教育委員懇談会臨時会…0回[0回]

### 2 教育委員会議等の審議状況

- (1) 教育委員会議（合計で39件[41件]について審議しました。）

【内容区分】

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針……………4件[3件]
- ② 委員会規則等の制定・改廃……………3件[11件]
- ③ 委員会・学校・教育機関の職員の人事……………3件[2件]
- ④ 教育予算・議会の議決を経るべき議決の意見の申出……………7件[8件]
- ⑤ 教育財産の取得・公用廃止……………0件[0件]
- ⑥ 教科書の採択……………2件[1件]
- ⑦ 学校給食の計画・基本方針……………2件[2件]
- ⑧ 法令又は条例に基づく附属機関の委員等の委嘱・解嘱……………16件[11件]
- ⑨ 法令又は委員会規則等に基づくもの……………2件[3件]

○第4回定例会（平成29年4月28日）

| 議案番号等  | 件名及び審議結果                                     | 内容区分 |
|--------|--|------|
| 第4号報告  | 事務の臨時代理の承認について（承認）                           | ⑧    |
| 第5号報告  | 事務の臨時代理の承認について（承認）                           | ⑧    |
| 第6号報告  | 事務の臨時代理の承認について（承認）                           | ⑧    |
| 第7号報告  | 事務の臨時代理の承認について（承認）                           | ⑧    |
| 第18号議案 | 東大和市社会教育委員の委嘱について（承認）                        | ⑧    |
| 第19号議案 | 平成29年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について（承認） | ⑨    |

○第5回定例会（平成29年5月23日）

| 議案番号等  | 件名及び審議結果                   | 内容区分 |
|--------|----------------------------|------|
| 第20号議案 | 東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について（承認） | ⑧    |

○第1回臨時会（平成29年5月29日）

| 議案番号等  | 件名及び審議結果               | 内容区分 |
|--------|------------------------|------|
| 第21号議案 | 東大和市教育委員会委員の辞職について（承認） | ③    |

○第6回定例会（平成29年6月23日）

| 議案番号等  | 件名及び審議結果                                     | 内容区分 |
|--------|--|------|
| 第8号報告  | 事務の臨時代理の承認について（承認）                           | ④    |
| 第9号報告  | 平成29年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について（承認） | ①    |
| 第22号議案 | 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について（承認）               | ⑧    |
| 第23号議案 | 東大和市文化財専門委員の委嘱について（承認）                       | ⑧    |

○第7回定例会（平成29年7月28日）

| 議案番号等  | 件名及び審議結果                                | 内容区分 |
|--------|---|------|
| 第24号議案 | 平成30年度使用東大和市立小学校道徳科教科書の採択について（承認）       | ⑥    |
| 第25号議案 | 平成30年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について（承認） | ⑥    |
| 第10号報告 | 事務の臨時代理の承認について（承認）                      | ⑧    |
| 第11号報告 | 事務の臨時代理の承認について（承認）                      | ⑧    |

○第8回定例会（平成29年8月25日）

付議事件 なし

○第9回定例会（平成29年9月29日）

| 議案番号等  | 件名及び審議結果           | 内容区分 |
|--------|--------------------|------|
| 第12号報告 | 事務の臨時代理の承認について（承認） | ④    |

○第10回定例会（平成29年10月26日）

| 議案番号等  | 件名及び審議結果  | 内容区分 |
|--------|---|------|
| 第26号議案 | 平成29年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書（案）について（承認） | ⑨    |

○第11回定例会（平成29年11月24日）

付議事件 なし

○第12回定例会（平成29年12月22日）

| 議案番号等  | 件名及び審議結果                | 内容区分 |
|--------|-------------------------|------|
| 第13号報告 | 事務の臨時代理の承認について（承認）      | ④    |
| 第27号議案 | 平成30年度東大和市教育委員会の基本方針及び主 | ①    |

|          |                               |   |
|----------|-------------------------------|---|
|          | 要施策について（承認）                   |   |
| 第 28 号議案 | 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について（承認） | ④ |

○第 1 回定例会（平成 30 年 1 月 26 日）

| 議案番号等   | 件名及び審議結果   | 内容区分 |
|---------|--|------|
| 第 1 号議案 | 平成 30 年度東大和市学校給食事業計画及び平成 30 年度東大和市学校給食会計予算について（諮問）（承認） | ⑦    |

○第 2 回定例会（平成 30 年 2 月 21 日）

| 議案番号等   | 件名及び審議結果   | 内容区分 |
|---------|--|------|
| 第 1 号報告 | 事務の臨時代理の承認について（承認）                                     | ③    |
| 第 2 号議案 | 第二次東大和市学校教育振興基本計画策定検討会設置要綱（案）について（承認）                  | ①    |
| 第 3 号議案 | 平成 30 年度東大和市学校給食事業計画及び平成 30 年度東大和市学校給食会計予算について（答申）（承認） | ⑦    |

○第 3 回定例会（平成 30 年 3 月 23 日）

| 議案番号等    | 件名及び審議結果                          | 内容区分 |
|----------|-----------------------------------|------|
| 第 2 号報告  | 事務の臨時代理の承認について（承認）                | ④    |
| 第 3 号報告  | 事務の臨時代理の承認について（承認）                | ④    |
| 第 4 号報告  | 事務の臨時代理の承認について（承認）                | ④    |
| 第 4 号議案  | 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について（承認） | ③    |
| 第 5 号議案  | 東大和市立学校学校医の解嘱について（承認）             | ⑧    |
| 第 6 号議案  | 東大和市立学校学校医の委嘱について（承認）             | ⑧    |
| 第 7 号議案  | 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について（承認）           | ⑧    |
| 第 8 号議案  | 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について（承認）           | ⑧    |
| 第 9 号議案  | 東大和市立学校産業医の委嘱について（承認）             | ⑧    |
| 第 10 号議案 | 東大和市立学校職員服務規程の一部を改正する規程（可決）       | ②    |
| 第 11 号議案 | 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程（可決）    | ②    |
| 第 12 号議案 | 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則（可決）      | ②    |
| 第 13 号議案 | 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について（承認）           | ⑧    |
| 第 14 号議案 | 「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」〔平成           | ①    |

|  |                            |  |
|--|----------------------------|--|
|  | 30年度～平成34年度] (案) について (承認) |  |
|--|----------------------------|--|

(2) 教育委員懇談会 (合計で18件[20件]について協議しました。)

○第3回定例会 (平成29年4月7日)

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 協議項目 | 1 各部報告について<br>2 教育指導課事業について |
|------|-----------------------------|

○第4回定例会 (平成29年5月10日)

|      |  |
|------|--|
| 協議項目 | 1 中学校特別支援教室の導入について<br>2 (仮称) 東大和郷土美術園の特別公開について |
|------|--|

○第5回定例会 (平成29年7月7日)

|      |   |
|------|---|
| 協議項目 | 1 東大和市立小・中学校におけるむし歯り患率について<br>2 平成29年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価 (平成28年度分) 報告書 (案) について<br>3 第1回総合教育会議について<br>4 東大和市学校教育振興基本計画 (平成28年度各学校の進捗状況) について<br>5 東大和市教育委員会委員と東大和市公立小中学校 PTA 連合協議会との懇談会について |
|------|---|

○第6回定例会 (平成29年10月6日)

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 協議項目 | 1 平成30年度東大和市教育委員会の教育目標・基本方針及び主要施策について |
|------|---------------------------------------|

○第7回定例会 (平成29年11月10日)

|      |   |
|------|---|
| 協議項目 | 1 平成30年度東大和市教育委員会の教育目標・基本方針及び主要施策について<br>2 第二次東大和市子ども読書活動推進計画 (素案) について<br>3 総合教育会議について |
|------|---|

○第1回定例会 (平成30年1月12日)

|      |   |
|------|---|
| 協議項目 | 1 東大和市学校教育振興基本計画の改定について<br>2 教職員の働き方改革について<br>3 平成29年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について<br>4 「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」(素案) に対するパブリックコメントに寄せられた意見について |
|------|---|

○第2回定例会（平成30年2月9日）

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 協議項目 | 1 平成29年度東大和市立小・中学校卒業式告辞（案）について |
|------|--------------------------------|

### 3 教育委員会議以外の教育委員の活動状況

教育委員は、教育委員会議等への出席以外に、平成29年度は学校訪問、各種行事等に延べ142回〔142回〕参加しました。

- (1) 東大和市総合教育会議 2回〔2回〕
- (2) 東京都市町村教育委員会連合会 9回〔9回〕
  - ① 東京都市町村教育委員会連合会定期総会 1回〔1回〕
  - ② 東京都市町村教育委員会連合会理事会 3回〔3回〕
  - ③ 東京都市町村教育委員会連合会研修会 6回〔5回〕
  - ④ 東京都市町村教育委員会連合会会計監査0回〔0回〕
- (3) 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会 1回〔1回〕
  - ① 総会及び研修会 1回〔1回〕
- (4) 学校訪問 38回〔37回〕
  - ① 授業公開 15回〔15回〕
  - ② 道徳授業地区公開講座 15回〔15回〕
  - ③ 教育委員学校訪問 8回〔7回〕
- (5) 学校各種行事・儀式 68回〔71回〕
  - ① 入学式・卒業式・運動会 45回〔45回〕
  - ② 展覧会・学芸会・展示会 6回〔9回〕
  - ③ 合唱コンクール 5回〔5回〕
  - ④ 連合書初め展 1回〔1回〕
  - ⑤ 連合音楽会 1回〔1回〕
  - ⑥ 学習発表会 8回〔8回〕
  - ⑦ 周年行事 2回〔2回〕
- (6) 教育委員会等各種行事24回〔25回〕
  - ① 文化協会総会・文化協会の祭典 2回〔2回〕
  - ② 体育協会評議委員会 1回〔1回〕
  - ③ 第47回市民文化祭開会式・閉会式 2回〔2回〕
  - ④ スポーツレクリエーションフェスティバル 1回〔1回〕
  - ⑤ 第64回成人式 1回〔1回〕
  - ⑥ 全国青少年健全育成強調月間及び東大和市あいさつふれあい月間駅頭キャンペーン 1回〔1回〕
  - ⑦ 公民館まつり 5回〔4回〕
  - ⑧ 第52回ロードレース大会 1回〔1回〕
  - ⑨ PTA連合協議会総会、懇談会、講演会 3回〔3回〕
  - ⑩ 消防出初式 1回〔1回〕
  - ⑪ 第48回市民体育大会（スポーツ大会）の各競技団体が行う開会式・閉会式等 2回〔2回〕
  - ⑫ 第47回ふれあい市民運動会 1回〔1回〕



- ⑬ 教育の日やまと 1回 [1回]
- ⑭ 東大和市小学校教育研究会 1回 [1回]
- ⑮ 東大和市中学校教育研究会 1回 [1回]
- ⑯ 第28回多摩湖駅伝大会 1回 [1回]
- ⑰ 車いすバスケットボール大会 1回 [1回]

#### 4 その他

- ① 東大和市学校教育振興基本計画の配布
  - 小中学校 4部 [42部]
  - その他教育関係機関等 30部 [26部]
- ② 東大和市の教育の発行
  - 発行部数 300部 [300部]
- ③ 教育委員会だよりの発行
  - 発行回数 3回 《7、1、3月》 [4回]
  - 発行部数 7,550部 [7,550部] (1回の発行部数)

### 第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成29年度主要施策の点検及び評価について

「平成29年度東大和市教育委員会主要施策」とは、東大和市教育委員会の「基本方針」及び「東大和市学校教育振興基本計画」施策の方向性に基づき、東大和市教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

#### 基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

全ての市民が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を行う。

##### (1) 【人権教育の推進】（※【 】で付した見出しは本報告書用の見出しです。）

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、性同一性障害者、その他の人権問題やインターネットによる人権侵害などの課題について、学校教育や社会教育等を通して、人権教育を効果的に進める。

##### (2) 【いじめ問題への対応】

いじめ防止対策推進法に基づき、「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに、いじめ根絶に向けて児童・生徒理解に努める。

- ① 関係機関と連携し毅然とした態度で万全の対応を期す。
- ② 学校におけるいじめの未然防止、早期発見のために、年間3回のアンケートを実施し組織での対応を推進するとともに、学校いじめ防止対策基本方針に基づいた取組を支援する。
- ③ 各学校におけるいじめ防止等の取組について意見交換を行う委員会の設置を検討する。
- ④ 市民・保護者に対しては、引き続き「いじめ防止のためのシンポジウム」や市民・保護者参加型の「連合生徒会会議」を開催し、いじめ根絶に向けた学校・家庭・地域での行動連携を充実させる。

##### (3) 【体罰の根絶】

体罰による人権侵害を決して許さず、だれもがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出す指導を充

実する。その際、各学校が作成した「体罰防止プラン」等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

- ① 体罰防止研修会を実施し、体罰の根絶を目指す。
- ② 東京都教育委員会が実施する体罰調査を活用し、組織として体罰を決して許さない学校体制を構築する。

#### (4) 【不登校等への対策】

不登校、いじめ、暴力行為など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、さわやか教育相談及びサポートルーム（適応指導教室）の活用、学校への訪問指導・巡回相談等により、教育相談体制等の充実を図る。

- ① スクールカウンセラーによる小学校第5学年・中学校第1学年の児童・生徒に対して、全員面接を実施する。
- ② スクールカウンセラーに相談しやすい環境を整え、問題行動の未然防止及び早期対応に努める。
- ③ 不登校児童・生徒に対しては、学校やサポートルームと情報共有するとともに、スクールソーシャルワーカーを活用して関係機関との連携を図り、児童・生徒とその家庭への支援のための取組を継続・充実させる。

#### (5) 【青少年の健全育成】

青少年の健全育成を図るため、学校と東大和警察署との連絡会や青少年問題協議会、青少年対策地区委員会、PTA、民生委員・児童委員、主任児童委員、市青少年健全育成所管課などの関係機関等との連携に努める。

#### (6) 【学校、家庭、関係機関の連携の強化】

学校での生活指導上の課題に対応するため、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒の支援を早期に行う体制の整備に努める。

#### (7) 【社会への貢献】

社会体験や自然体験などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を推進する。

- ① 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに成長できるように支援する。
- ② あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、文化活動を学校・家庭・地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。
- ③ セーフティ教室やインターネット・携帯電話等の使用に関わる情報モラル教育等、非行防止や犯罪から身を守る教育を通して、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

## ■主要施策

### (1) 人権教育の推進

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、性同一性障害者、その他の人権問題やインターネットによる人権侵害などの課題について、学校教育や社会教育等を通して、人権教育を効果的に進める。

#### ■施策の取組状況

##### ① 人権教育推進委員会の開催

人権教育推進委員会（担当校長2人、各校主幹・教諭15人）を開催し、本市における地域・学校の実態に即した人権教育推進上の課題や学校教育における具体的な方策を検討した。

<実績等> 年間3回[4回]

##### ② 各学校における「人権教育の全体計画及び年間指導計画」の作成

市内全小・中学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の実態に即して校務運営組織を整え、組織的・計画的に人権教育を推進した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

##### ③ 「人権教育プログラム」（学校編）の活用

各学校訪問時に東京都教育委員会発行「人権教育プログラム」（学校編）を活用して教職員の人権感覚を啓発した。

（教育指導課）

#### ■今後の取組の方向性

①②③ 人権教育に関する研修会を一層充実させ、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解する中で、組織的・計画的に学校全体の人権教育を進める。

（教育指導課）

### (2) いじめ問題への対応

いじめ防止対策推進法に基づき、「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに、いじめ根絶に向けて児童・生徒理解に努める。

① 関係機関と連携し毅然とした態度で万全の対応を期す。

② 学校におけるいじめの未然防止、早期発見のために、年間3回のアンケートを実施し組織での対応を推進するとともに、学校いじめ防止対策基本方針に基づいた取組を支援する。

③ 各学校におけるいじめ防止等の取組について意見交換を行う委員会の設置を検討する。

④ 市民・保護者に対しては、引き続き「いじめ防止のためのシンポジウム」や市民・保護者参加型の「連合生徒会会議」を開催し、いじめ根絶に向けた学校・家庭・地域での行動連携を充実させる。

#### ■施策の取組状況

① 市内全小・中学校に「学校いじめ対策委員会」を設置

各学校では「学校いじめ防止等のための基本方針」に基づき、教職員がいじめを発見した場合には、管理職や生活指導主任等で組織する「学校いじめ対策委員会」に速やかに報告し、対応を検討するなど、学校が組織として取り組んだ。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

② いじめ電話相談の開設

市内在住、在学の児童・生徒やその保護者を対象として、いじめに関する相談を受け付ける「いじめ電話相談」を教育指導課に開設した。

<実績等> 相談件数 年間8件 [8件]

③ いじめに関する調査の実施

東京都教育委員会が実施する年3回のふれあい月間に合わせて、いじめに関する調査を児童・生徒、保護者を対象に実施し、早期発見・早期対応に努めた。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

④ いじめの未然防止のための授業の実施

各学校では、「学校いじめ防止等のための基本方針」の年間計画に基づき、いじめの未然防止のための授業を年3回以上実施した。道徳や特別活動などを通じて「命の大切さ」や「いじめは決して許されるものではない」ことを学ぶ機会を設け、指導を進めた。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

⑤ いじめ防止のためのシンポジウムの開催

社会全体でいじめを許さない環境を作り上げるために、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のために学校・家庭・地域社会・関係機関が連携して取り組むべきことを確認するために、いじめ防止のためのシンポジウムを開催した。

<実績等> 日時：平成29年9月9日（土）午後2時～午後4時

第一部 ・各小・中学校によるポスターセッション

・市民との意見交換

第二部 全体会

・各中学校分科会で協議した内容について発表

・講演 玉聞仲啓氏

「いじめ防止のために学校・家庭・地域社会・関係機関に期待すること」

場所 東大和市立中央公民館ホール

参加人数 270人 [230人]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

①～⑤ いじめの未然防止の観点から、シンポジウムを開催したり、いじめの早期発見・早期対応の観点から、いじめアンケート調査を各校で実施するなどして、その問題解決のための対応を組織的に推進する。

また、日頃の授業や児童会・生徒会活動を通して、いじめの問題を自分たちの問題として児童・生徒に考えさせ、いじめの根絶を目指す。

(教育指導課)

**(3) 体罰の根絶**

体罰による人権侵害を決して許さず、だれもがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出す指導を充実する。その際、各

学校が作成した「体罰防止プラン」等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

- ① 体罰防止研修会を実施し、体罰の根絶を目指す。
- ② 東京都教育委員会が実施する体罰調査を活用し、組織として体罰を決して許さない学校体制を構築する。

#### ■施策の取組状況

##### ① 各学校における体罰防止研修会の実施

東京都教育委員会が設定する体罰防止月間において、市内全小・中学校は、全教職員を対象とした研修会を実施した。また年間を通じて職員会議等の中で、事例を通して体罰防止についての指導を管理職が実施した。

<実績等> 小学校10校[10校]、中学校5校[5校]

##### ② 各学校における体罰防止プランの作成

市内全小・中学校において体罰防止プランを作成し、児童・生徒が将来への希望をもち、望ましい行動について自らが考え、行動できるように、引き続き教職員間で信頼関係に基づく指導の在り方やよりよい指導法についての理解を深め、指導を行った。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

(教育指導課)

#### ■今後の取組の方向性

- ①② 各学校における体罰防止研修を継続的に実施し、児童・生徒との信頼関係に基づく指導の徹底を図る。

(教育指導課)

### (4) 不登校等への対策

不登校、いじめ、暴力行為など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、教育センターの活用、学校への訪問指導・巡回相談等により、教育相談機能の充実を図る。

- ① スクールカウンセラーによる小学校第5学年・中学校第1学年の児童・生徒に対して、全員面接を実施する。
- ② スクールカウンセラーに相談しやすい環境を整え、問題行動の未然防止及び早期対応に努める。
- ③ 不登校児童・生徒に対しては、学校やサポートルームと情報共有するとともに、スクールソーシャルワーカーを活用して関係機関との連携を図り、児童・生徒とその家庭への支援のための取組を継続・充実させる。

#### ■施策の取組状況

##### ① 市内全小・中学校にスクールカウンセラーを配置

市内全小学校10校[10校]と市内全中学校5校[5校]にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び学校内の教育相談等の充実を図った。

<実績等> 小学校10校[10校]、中学校5校[5校]

- ② さわやか教育相談室及びサポートルーム(適応指導教室)、訪問相談の連携

さわやか教育相談室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行った。

また、教育センター連絡会を開催し、連携を図った。

＜実績等＞ 教育センター連絡会 年間2回〔2回〕

③ スクールカウンセラー等連絡協議会の実施

スクールカウンセラー等連絡協議会を開催し、市内のスクールカウンセラー、さわやか教育相談室相談員、訪問相談員、子ども家庭支援センター職員等が一堂に会して、市内の教育相談に関する現状と課題について理解を深めた。

＜実績等＞ 年間2回〔2回〕

④ 不登校対策研究協力校への指定

市内全校を不登校対策研究協力校として指定し、欠席時受付対応や長期欠席児童・生徒の情報共有などを実施することで、不登校児童生徒の減少を図った。

＜実績等＞ 不登校の出現率3.58%

⑤ 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化モデル事業の活用

不登校支援コーディネーターの配置、タブレット型端末の導入、冷暖房機の交換を通して、サポートルームの機能強化を図った。

⑥ 関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業の活用

中学校不登校対策中心教員の授業時数軽減に伴う非常勤講師雇用（週6時間の軽減）、医師等の専門家の派遣、不登校支援コーディネーターの派遣、養護教諭の負担軽減のための事務補助、訪問支援員の配置を通して、不登校児童・生徒支援を行った。

（教育指導課）

■今後の取組の方向性

①～③ 教育相談体制をより一層充実するため、スクールカウンセラーの活用を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

④ 全小・中学校を不登校対策研究協力校に指定し、教育委員会不登校対策研究推進チームを中心に不登校児童・生徒の減少のために、欠席受付方法の工夫等を実施し、不登校児童・生徒の一層の減少を目指す。

⑤ 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化モデル事業は、3年間の事業であり、次年度は2年目となる。次年度は、サポートルーム指導員の能力向上及び講座内容の充実を図る。

⑥ 関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業は、今年度で終了する。これまで2年間の成果を今後も生かして不登校対策に取り組む。

（教育指導課）

**（5）青少年の健全育成**

青少年の健全育成を図るため、学校と東大和警察署との連絡会や青少年問題協議会、青少年対策地区委員会、PTA、民生委員・児童委員、主任児童委員、市青少年健全育成所管課などの関係機関等との連携に努める。

■施策の取組状況

① セーフティ教室の全校実施

セーフティ教室を市内小・中学校全校で実施し、児童・生徒の健全育成の充実を図り、保護者・地域住民の参加のもと、非行防止・犯罪被害防止教育を推進した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

② 東大和市公立学校健全育成会議の実施

東大和市立小・中学校に在籍する児童・生徒の健全育成に関する問題の発生防止、発生後の対応等について、学校教育関係者等の連携を図るため、東大和市公立学校健全育成会議を開催した。

<実績等> 年間2回[2回]

③ 学校と東大和警察署連絡会の実施

学校と警察署が相互に協力し、連携を密にして児童・生徒の非行防止、健全育成を図るため、学校と東大和警察署連絡会を開催した。

<実績等> 年間1回[1回]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

① 携帯電話、インターネットによる児童・生徒の被害防止を図るため、セーフティ教室における情報モラル教育の一層の充実を図る。

② 東大和市公立学校健全育成会議における協議内容の一層の充実を図る。

③ 東大和警察署とより一層の連携を図り、児童・生徒の非行防止、健全育成に努める。

(教育指導課)

**(6) 学校、家庭、関係機関の連携の強化**

学校での生活指導上の課題に対応するため、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒の支援を早期に行う体制の整備に努める。

■施策の取組状況

① スクールソーシャルワーカーの配置

教育指導課にスクールソーシャルワーカーを1人配置し、問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用して連携したりして、問題の改善及び軽減を図った。

<実績等> 学校訪問、校内委員会への参加

小学校10校[10校]、中学校5校[5校]

(教育指導課)

② 要保護児童地域対策協議会への参加

要保護児童地域対策協議会代表者会議に出席し、関係機関と連携を図った。また、要保護児童地域対策協議会実務担当者会議に出席し、個別のケースにおいて、具体的な支援策等の話し合い及び連携を行った。

<実績等> 要保護児童地域対策協議会代表者会議出席 2回[2回]

要保護児童地域対策協議会実務担当者会議出席 4回[4回]

(教育総務課)

■今後の取組の方向性

① 児童・生徒の生活指導上の課題解決に向け、スクールソーシャルワーカーをさらに活用して、関係機関との連携を強化していく。

(教育指導課)



- ② 要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関と連携を図る。

(教育総務課)

### (7) 社会への貢献

社会体験や自然体験などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を推進する。

- ① 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに成長できるように支援する。
- ② あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、文化活動を学校・家庭・地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。
- ③ セーフティ教室やインターネット・携帯電話等の使用に関わる情報モラル教育等、非行防止や犯罪から身を守る教育を通して、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

### ■施策の取組状況

- ① 教育の日やまと「発信！東大和の学校教育」の開催

東大和市の小・中学校の状況、学力向上プロジェクトの取組、学校からの発信（東大和市立第二・第九小学校、東大和市立第三中学校）の発表を行った。

また、独立行政法人 大学入試センター審議役 大杉佳子氏による講演「これからの教育について～新学習指導要領を踏まえて～」を行った。

<実績等> 開催日 平成29年10月25日（水）

参加人数延べ 390人 [394人]

1日 [1日]

- ② 「道徳授業地区公開講座」の実施

家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、道徳授業地区公開講座を市内小・中学校全校で実施した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

参加人数 延べ 教職員 小学校228人、中学校128人  
合計356人[379人]

保護者 小学校3,787人、中学校791人  
合計4,578人[3,413人]

地域 小学校70人、中学校38人  
合計108人[125人]

講師 小学校9人、中学校9人  
合計18人 [27人]

- ③ 児童生徒意見文発表会・活動報告会の実施

2020年オリンピック・パラリンピックの開催に向け、日本の伝統・文化のよさを発信できる児童・生徒を育成するため、また郷土愛を育み、日本人としての誇りを持ち、世界で活躍できる人材を育成するために、小中学生意見文発表会を開催した。

発表会の中では、各校の代表児童・生徒の意見発表のほか、中学生のアメリカン・サマーキャンプ体験報告の発表も行われた。また、高校生からのメッセージと題して都立東大和高等学校陸上競技部部員が全国高等学校総合体育大会出場の報告をインタビュー形

式で行った。

|       |        |  |
|-------|--------|--|
| ＜実績等＞ | 開催日    | 平成29年12月16日（土）   |
|       | 意見文発表者 | 小学生10人 中学生5人<br>アメリカン・サマーキャンプ報告 中学生2人<br>東大和高等学校陸上競技部 1人 |
|       | 活動報告者  | 小学生7人 中学生4人  |
|       | 来場者人数  | 約170人  |

④ 「東大和市あいさつふれあい月間」の実施

大人から子どもたちに、「あいさつ」や「一声」かけることをとおして、地域の大人と子どもたちとの『ふれあいのきずな』を強めていくことを目的として11月に「東大和市あいさつふれあい月間」の取組を実施した。

11月7日に「駅頭キャンペーン」を教育委員（4人）並びに市内中学校生徒会役員（32人）の参加のもとに市内各駅（東大和市駅、玉川上水駅）及び市内スーパーマーケット周辺（2か所）にて行った。

＜実績等＞ 特製ティッシュ配布 1,300枚 [600枚]

⑤ 情報モラル教室の全校実施

児童・生徒の規範意識や自立心の育成を図るため、インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用の仕方などを学ぶ情報モラル教室を市内小・中学校全校で実施した。

＜実績等＞ 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

（教育指導課）

■今後の取組の方向性

①～③ 教育について共に考える機会として「教育の日やまと」、「道徳授業地区公開講座」「児童生徒活動報告会」等を活用し、学校、家庭、地域が協働した取組を一層推進する。

④ 児童・生徒の健全で豊かな心を育成するために、あいさつ運動等の取組を充実させ、地域との連携を一層図る。

⑤ 児童・生徒の規範意識や自立心の育成を図るために、関係機関とも連携しながら、セーフティ教室や情報モラル教室を充実させる。

（教育指導課）

## 基本方針 2

### 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術が進展する社会にあって、国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう、確かな学力を育み、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進することが求められる。

そのために、子どもたち一人一人の生きる力としての知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するとともに、道徳性、社会性を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養う。

#### (1) 【学力の向上】

各学校が学力調査の結果等を活用し、児童・生徒の実態に応じた学力向上策を具体的に立案し、実践できるように支援する。

- ① 「東京ベーシックドリル」を活用した指導例を提示するなど、児童・生徒が学年相応の学力を身に付けて進級・進学できるように支援する。
- ② 各学校のホームページや学校だより等に、児童・生徒の学力向上のための取組について広く公開する。
- ③ 引き続き加配教員や外部指導者を活用した習熟の程度に応じた少人数指導を推進するとともに、協力指導員（ティームティーチャー）を活用した学力向上策を推進する。
- ④ 各種調査結果を踏まえ学校が作成した「授業改善推進プラン」を基に、教員の指導力の向上を図る具体的取組を推進する。
- ⑤ 家庭との連携を一層深め、児童・生徒の基本的な学力や学習習慣が身に付くよう、「東大和家庭学習の手引き」の具体的な活用方法の提示や、各学校における取組の工夫を紹介するなど、効果的な取組を市内小中学校に広める。
- ⑥ 「やまとつくんとつくん塾」及び補習教室等の成果を踏まえ、放課後や長期休業中の補習学習をさらに推進するとともに、学習支援員を活用し、児童・生徒の学習意欲を高め、基礎学力の定着を図る。

#### (2) 【才能を伸ばすための多様な教育の充実】

児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学等の異校種間のつながりや学校間の連携を重視した教育を推進する。

- ① 幼保小連携会議及び小中高連携会議を開催し、幼稚園、保育園等と小学校が交流したり、市内都立高等学校と小・中学校が交流活動等を行ったりすることで、円滑な接続を図る。
- ② 平成28年度に作成した「幼保小連携プログラム」を活用し、小学校第1学年に入学した児童の戸惑いを軽減し、安心して学校生活を送れるようにする。
- ③ 市内にある都立高等学校や近隣大学と連携した活動を通して、児童・生徒が自ら学び自ら活動する意欲を向上させ、主体的に自己実現を図る力

を育む。

- ④ 新学習指導要領実施を見据え、小学校第3学年・第4学年における小学校外国語活動の10時間程度実施する。
- ⑤ 小学校英語教育推進拠点校を指定し、小学校英語科の実施に向けての取組を市内全小学校に発信できるようにする。
- ⑥ 「中学生アメリカン・サマーキャンプ」を夏季休業中に実施を検討し、英語によるコミュニケーション力の向上や、多様な文化への理解を図るなど、英語教育充実のための取組を実施する。

### (3) 【小中一貫教育の推進】

小学校第5学年から中学校第1学年の「学力向上」「体力向上」「健全育成」について、指導する項目を示した「東大和共通プログラム」を活用し、市内小中学校で共通した指導の徹底を図る。

- ① 各中学校グループにおいて、小中一貫教育の基本方針及び9年間で目指す子どもの姿を共有し、系統的・継続的な取組を実践し、児童・生徒の学力向上、体力向上、健全育成を図る。
- ② 市内全小・中学校において一斉に学校公開を実施し、保護者・市民の小・中学校の教育活動に対する理解と関心を高めるとともに、学校と保護者・地域が共に児童・生徒の学力向上について考える「教育の日やまと」を開催する。

### (4) 【読書教育の推進】

児童・生徒が進んで読書を行う態度を育むため、「第二次東京都子ども読書活動推進計画」及び「東大和市子ども読書活動推進計画」に基づいた読書教育を推進するとともに、環境整備に努める。

- ① 「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化に関わる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。
- ② 学校においては、児童・生徒の本に親しむ態度を育むため、司書教諭を中心に学校図書館指導員と連携して図書室の環境を整えるとともに、朝読書や読み聞かせ、書評合戦等の取組を充実させる。
- ③ 市内一斉の読書旬間を実施し、各学年の「お勧めの本」を紹介する展示を行うなど、読書に親しむ機会を増やし、未読率の減少を図る。

### (5) 【職場体験学習の充実】

将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じて育む教育を充実させる。

- ① 市商工会と連携を図り、職場体験学習を4日以上実施することを目指す。

### (6) 【特色ある教育活動の拡充】

小中一貫教育の推進や小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、郷土博物館の活用等、社会教育機関等と連携を図る。

- ① 一校一取組運動、一斉朝読書、あいさつ運動に中学校グループで取り組むなど、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

- ② 「東大和市小学生科学展」を開催し、児童が自ら決めたテーマについて深く研究した成果を展示することを通して、理数に対する能力をさらに高める。

**(7) 【オリンピック・パラリンピック教育の推進】**

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、市内小中学校においては東京都から配布された「オリンピック・パラリンピック学習読本」を活用するなど、オリンピックの意義や歴史を学び、競技について理解を深める、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

**(8) 【環境教育の推進】**

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、環境や環境問題に対する興味・関心をもち、必要な知識・技能・態度を身に付けさせるために、環境にかかわる学習の機会や場を計画的に設けるよう、工夫して実施する。

**(9) 【健康教育の充実】**

学校と家庭・地域の連携のもとに、子どもたちの心と体の健康づくりを推進するため、体力向上及び食に関する教育の充実を図る。

- ① 児童・生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、朝食の摂取率の向上を目指す。
- ② 「歯と口の健康週間」等を活用し、学校歯科医と連携して、虫歯被患率の減少と治癒率の向上を図れるよう学校を支援する。
- ③ 学校と家庭・地域が協力して、子どもの生活習慣の改善を図る取組を推進する。

**(10) 【特別支援教育の推進】**

平成28年度に策定した「第二次東大和市特別支援教育推進計画」に基づき、関係機関と連携し、校内支援・指導・相談体制の充実に努める。

- ① 各学校では、校内委員会を中心に、支援の必要な児童・生徒の共通理解、支援策や指導方法の検討を行い、特別支援教育を推進する。
- ② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実を図る。
- ③ 特別な支援が必要な児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ④ 幼稚園・保育園からの円滑な就学を支援するため、「就学支援シート」を活用するなど、幼稚園・保育園との連携を推進する。
- ⑤ 特別支援教室及び特別支援学級の指導の充実を図るため、都立特別支援学校等と連携を進める。
- ⑥ 教員が特別支援教育に関する理解を深め、授業及び学校生活における実践力や総合的な指導力を身に付けられるよう、研修を充実する。

**(11) 【伝統文化の理解】**

郷土に対する愛着や誇りを育み、俳句や百人一首等の日本の伝統・文化に触れる機会の充実を図るとともに、引き続き文化庁の補助金を活用した伝統文化親子教室事業により、茶道やいけばな等伝統文化や生活文化を体験できる事業を実施する。

また、世界の多様な文化に対する理解を深め、自国や他国の文化を尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

## ■主要施策

### (1) 学力の向上

各学校が学力調査の結果等を活用し、児童・生徒の実態に応じた学力向上策を具体的に立案し、実践できるように支援する。

- ① 「東京ベーシックドリル」を活用した指導例を提示するなど、児童・生徒が学年相応の学力を身に付けて進級・進学できるように支援する。
- ② 各学校のホームページや学校だより等に、児童・生徒の学力向上のための取組について広く公開する。
- ③ 引き続き加配教員や外部指導者を活用した習熟の程度に応じた少人数指導を推進するとともに、ティームティーチャーを活用した学力向上策を推進する。
- ④ 各種調査結果を踏まえ学校が作成した「授業改善推進プラン」や学力向上プロジェクト委員会等の取組を基に、教員の指導力の向上を図る具体的取組を推進する。
- ⑤ 家庭との連携を一層深め、児童・生徒の基本的な学力や学習習慣が身に付くよう、「東大和家庭学習の手引き」の具体的な活用方法の提示や、各学校における取組の工夫を紹介するなど、効果的な取組を市内小中学校に広める。
- ⑥ 学カステップアップ推進事業における「やまとつくんとつくん塾」及び補習教室等の成果を踏まえ、放課後や長期休業中の補習学習をさらに推進するとともに、学習支援員を活用し、児童・生徒の学習意欲を高め、基礎学力の定着を図る。

### ■施策の取組状況

- ① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員の配置  
きめ細やかな指導を行うため、東京都の少人数学習加配教員に加え、市が採用した少人数学習指導員を配置し、より効果の高い習熟の程度等に応じた少人数指導を実施した。  
<実績等> 配置校 小学校10校 [10校]、中学校3校 [5校]
- ② 協力指導員（ティームティーチャー）の配置  
学力向上を図るため、学級内におけるより個に応じた授業を実施するにあたり、教科を指定して、学習内容が難しくなる小学校4年生及び進学に戸惑いが起こる中学校1年生を主な対象として、担任教員と協力して同じ教室で授業を行う協力指導員（ティームティーチャー）を配置した。  
<実績等> 配置校 小学校[10校]、中学校5校[5校]
- ③ 家庭学習の手引きの活用  
学力向上の課題である家庭での学習習慣の定着を図るために、「家庭学習の手引き」を小中学校の第一学年保護者に配布した。
- ④ 放課後等補習教室の実施  
学力の向上を図るために、学カステップアップ推進事業において放課後や長期休業期間中に補習教室を開校し、実態に応じて月に2～6回程度実施した。  
<実績等> 実施校 小学校10校 [10校] 中学校5校[5校]
- ⑤ 学習支援員の配置  
小学校において、学習環境を整え、児童に確かな学力を身に付けられるよう、特定の学年に学習支援員を配置した。

<実績等> 配置校 小学校10校[10校]

⑥ 学力向上プロジェクト委員会等の設置

教員の指導力向上のために学力向上プロジェクト委員会等を実施し、各校における研究授業の実施やリーフレットの作成を行った。

<実績等> 学力向上プロジェクト委員会等の実施回数5回

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

- ① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員により、少人数の学習集団による学習指導を充実させる。
- ③ 児童・生徒の家庭での学習習慣が定着するよう、「家庭学習の手引き」をより活用し、学校と家庭との連携をさらに深める。
- ②④⑤ 今後も人的な配置を継続して行い、児童・生徒の学習意欲を高め、児童・生徒の学力向上を図る。

(教育指導課)

**(2) 才能を伸ばすための多様な教育の充実**

児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学等の異校種間のつながりや学校間の連携を重視した教育を推進する。

- ① 幼保小連携会議及び小中高連携会議を開催し、幼稚園、保育園等と小学校が、市内都立高等学校と小・中学校が交流活動等の取組を通して、円滑な接続を図る。
- ② 市内にある都立高等学校や近隣大学と連携した活動を通して、児童・生徒が自ら学び自ら活動する意欲を向上させ、主体的に自己実現を図る力を育む。
- ③ 「中学生アメリカン・サマーキャンプ」を夏季休業中に実施し、英語によるコミュニケーション力の向上や、多様な文化への理解を図るなど、英語教育充実のための取組を実施する。

■施策の取組状況

① ALT (外国人講師) の派遣

中学校の外国語 (英語) 授業において英語の発声や発音の仕方を理解させるため、ALT (外国人講師) を派遣した。

<実績等> 派遣時間 中学校552時間 [510時間]

② 日本語指導員の派遣

帰国子女や外国籍で日本語が話せない児童・生徒の円滑な学習や学校生活の適応を図るため、日本語指導員を学校へ派遣した。

<実績等> 派遣時間 派遣時間 387時間 [538時間]

対象児童数5人[12人] 対象生徒数6人 [2人]

③ 中学生アメリカン・サマーキャンプの実施

昭島市、国分寺市及び東大和市の3市共同で実施した。

<実績等> 対象・参加人数 中学生・23人

実施期間 平成29年7月25日 (火) ~ 27日 (木)

2泊3日

実施場所 調布市八ヶ岳少年自然の家 (山梨県北杜市)

(教育指導課)

#### ■今後の取組の方向性

- ① 小学校5、6年生の外国語活動必修化に伴い、カリキュラムや教材づくりを研究するため、教員向けの研修を実施する。
- ② ALT（外国人講師）の派遣を拡充する。
- ③ 中学生アメリカン・サマーキャンプの継続実施を検討する。

（教育指導課）

### （3）小中一貫教育の推進

小学校5年生から中学校1年生の「学力向上」「体力向上」「健全育成」について、指導する項目を示した「東大和共通プログラム」を活用し、市内小中学校で共通した指導の徹底を図る。

- ① 各中学校グループにおいて、小中一貫教育の基本方針及び9年間で目指す子どもの姿を共有し、系統的・継続的な取組を実践し、児童・生徒の学力向上、体力向上、健全育成を図る。
- ② 市内全小・中学校において一斉に学校公開を実施し、保護者・市民の小・中学校の教育活動に対する理解と関心を高めるとともに、学校と保護者・地域が共に児童・生徒の学力向上について考える「教育の日やまと」を開催する。

#### ■施策の取組状況

- ① 中学校区ごとでの一貫教育

中学校区ごとで授業参観及び情報交換会を実施した。また、小・中学校間での児童・生徒交流、授業実施、地域を交えての交流会を実施した。

- ② 市の施策事業での小中一貫教育

教務主任会・生活指導主任会をはじめ、市の委員会・研修では、小中一貫教育を意識した計画を立て、実施した。

（教育指導課）

#### ■今後の取組の方向性

- ① 小中一貫教育の充実に向け、9年間で踏まえた教育が実施できるよう、とりわけ小5・小6・中1における教育の中で、学力向上や生活指導等について市内の全ての学校が共通理解を図り、よりきめ細かい教育を実施していく。
- ② 小中一貫教育を推進していくため、市の施策事業等においても小・中学校グループを意識した取組を実施していく。

（教育指導課）

### （4）読書教育の推進

児童・生徒が進んで読書を行う態度を育むため、「第二次東京都子ども読書活動推進計画」及び「東大和市子ども読書活動推進計画」に基づいた読書教育を推進するとともに、環境整備に努める。

- ① 「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化に関わる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。



- ② 学校においては、児童・生徒の本に親しむ態度を育むため、司書教諭を中心に学校図書館指導員と連携して図書室の環境を整えるとともに、朝読書や読み聞かせ、書評合戦等の取組を充実させる。
- ③ 市内一斉の読書旬間を実施し、各学年の「お勧めの本」を紹介する展示を行うなど、読書に親しむ機会を増やし、未読率の減少を図る。

■施策の取組状況

① 学校図書館指導員の配置

個々の児童・生徒の読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書活動を身に付けることができるよう、学校図書館指導員を配置し、学校図書館の整備・充実を図った。

<実績等> 配置校数 小学校10校 [10校]、中学校4校 [5校]

(教育指導課)

② 学校図書館システム等の活用の充実

学校図書館の蔵書管理を効率的に行うため、学校図書館システムの活用にあたり、サポート体制を整えた。

(教育総務課)

③ 読書週間、読書旬間、朝読書の実施

各学校で読書週間や読書旬間を設けたり、定期的に朝読書の時間を設定したりした。

<実績等> 小学校10校、中学校5校 [小学校10校、中学校5校]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

- ①③ 学校図書館指導員を活用し、学校図書館の整備や児童・生徒の読書活動の支援を充実させる。

(教育指導課)

- ② 市内小・中学校の学校図書館システム等の円滑な運用を支援する。

(教育総務課)

**(5) 職場体験学習の充実**

将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じて育む教育を充実させる。

- ① 市商工会と連携を図り、職場体験学習を4日以上実施することを目指す。

■施策の取組状況

① 中学校職場体験が可能な事業者への協力要請

商工会を通じて、市全体の事業者へ中学生の職場体験受け入れの協力要請を行った。

② 各学校への情報提供

職場体験の受け入れ先等についての情報を各学校に提供した。

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

- ①② 中学校職場体験学習の充実に向け、市内民間事業者や関係団体等へ引き続き体験学習受け入れの協力を要請し、その情報を各学校へ提供していく。

(教育指導課)

## (6) 特色ある教育活動の拡充

小中一貫教育の推進や小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、郷土博物館の活用等、社会教育機関等と連携を図る。

- ① 一校一取組運動、一斉朝読書、あいさつ運動に中学校グループで取り組むなど、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。
- ② 「東大和市小学生科学展」を開催し、児童が自ら決めたテーマについて深く研究した成果を展示することを通して、理数に対する能力をさらに高める。

### ■施策の取組状況

#### ① 特色ある教育活動を推進

特色ある教育活動を推進するために、郷土博物館等の社会教育施設の活用による総合的な学習の時間など、地域の教材を活用した授業を積極的に実施した。

<実績等> 実施校 小学校10校 [10校]

(教育指導課)

### ■今後の取組の方向性

- ① 社会教育施設等との連携を図り、地域の教材を活用した授業の一層の充実を図る。また、教育課程編成時に特色ある教育活動を実施できるよう、情報提供を行う。

(教育指導課)

## (7) オリンピック・パラリンピック教育の推進

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、市内小中学校においては東京都から配付されるオリンピック教育読本を活用するなど、オリンピックの意義や歴史を学んだり、競技について理解を深めたりする、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

### ■施策の取組状況

- ① 市内小・中学校15校全校で「社会科の授業と学習読本を関連させた、1964年の東京オリンピックの学習」や「課題の事前指導としてのオリンピック・パラリンピック教育映像資料の活用」を実施した。
- ② 市内のオリンピック・パラリンピックアワード校を中心に、学習読本等を活用した「オリンピック・パラリンピックの精神」に関する取組を実施した。
- ③ 「夢・未来」プロジェクト等を活用して、オリンピック・パラリンピアンを招聘し、オリンピック競技、パラリンピック競技・障害者スポーツに関する取組を実施した。

### ■今後の取組の方向性

各学校が基本的な枠組に基づきボランティアマインドの醸成や障害者理解教育の推進など、本教育を本格的に開始する期間として位置付ける。

また、オリンピック・パラリンピック教育プロジェクト委員会を起ち上げ、2020東京大会に向けた各校の取組の方向性について検討する。

(教育指導課)

## **(8) 環境教育の推進**

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、環境や環境問題に対する興味・関心をもち、必要な知識・技能・態度を身に付けさせるために、環境にかかわる学習の機会や場を計画的に設けるよう、工夫して実施する。

### ■施策の取組状況

#### ① 各学校の特色に応じた環境教育の実施

各学校の特色に応じ、屋上緑化、環境ビオトープを活用したホタルの飼育及びトウキョウサンショウウオ等の生物の観察などの環境教育を推進した。

<実績等> 小学校10校[10校]、中学校5校[5校]

(教育指導課)

### ■今後の取組の方向性

#### ① 地球温暖化等の環境への関心を高めるため、実践的なプログラムを体験させる環境教育を、市内全小・中学校で実施することを指針とする。

(教育指導課)

## **(9) 健康教育の充実**

学校と家庭・地域の連携のもとに、子どもたちの心と体の健康づくりを推進するため、体力向上及び食に関する教育の充実を図る。

- ① 児童・生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、朝食の摂取率の向上を目指す。
- ② 「歯と口の健康週間」等を活用し、学校歯科医と連携して、虫歯被患率の減少と治療率の向上を図れるよう学校を支援する。
- ③ 学校と家庭・地域が協力して、子どもの生活習慣の改善を図る取組を推進する。

### ■施策の取組状況

#### ① 市内全小・中学校における食育の全体計画及び年間計画の作成

食に関する教育の充実を図るために、市内全小・中学校において食育の全体計画を作成し、教務主任会で情報を共有して計画の充実を図った。

また、各校において食物アレルギー等の研修会を実施し、その対応方法を学んだ。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

(教育指導課)

#### ② 児童・生徒への食に関する指導

新しい学校給食センターの稼働により、新たな調理機器、調理配膳業務委託など大きな変化があり、給食センター栄養士が学校給食の安定稼働に注力する必要があったため、給食センター栄養士が学校を訪問して行う食育指導については、前年より回数減となり4回であった。

新しい学校給食センターの活用として、学校からの依頼に基づき東大和市立第六小学校3年生2クラスの社会科見学(働く人)の対応を行い、食に関する指導をあわせて実施した。

また、導入した個々食器を活用して、各学校の食育計画等に基づき、食事の姿勢など、随時、学校教職員による食育指導を実施した。

③ 給食への地場産食材の使用

東大和市の地場野菜等を給食に取り入れた。生産者の協力のもと、給食への活用を通年で行った。

<実績等> ・使用野菜等 ジャがいも、にんじん、里芋、大根、キャベツ、  
ほうれん草、長ねぎ、白菜、小松菜  
・使用量 12,391.0kg [12,970.0kg]

※前年度と比較して、579.0kg、4.5%の減。

(給食課)

④ 保護者等を対象とした食育

給食試食会の際に、保護者等を対象に食の大切さ等についての食育を行った。

<実績等>

10回417人 [10回358人] うち給食センター見学同時実施5回

学校給食センター近隣住民を対象とした見学試食会のほか、社会教育課と協力して、多摩湖塾（出前講座）のリクエスト講座として見学試食会を行い、食の大切さ等についての食育を行った。

6団体99人 [0団体0人]

⑤ 給食だよりの発行

給食献立表の裏面を活用して、年11回給食だよりを発行し、日常生活における食事等について正しい理解を深められるよう食育に関する情報の提供に努めた。

⑥ 給食食材の放射性物質測定及び産地の公表

給食に使用する食材のうち産地や使用量を考慮し、1回5品目の検体を年4回放射性物質の精密測定を実施した。結果はすべて不検出であった。

また、市が消費者庁から貸与された簡易測定機器により1回3品目の簡易検査を週に2回行った。結果は全て不検出であった。

給食食材の産地について、毎月給食だよりやホームページにより公表した。

(給食課)

■今後の取組の方向性

① 引き続き、関係部署と連携し、児童・生徒への食に関する指導を推進する。

(教育指導課)

② 給食センター栄養士が学校と連携して行う食育の実施回数を増やすとともに、各学校の計画に基づいて、児童・生徒への食育を推進する。

③ 地域の農家の方への感謝する気持ちを持たせるために、今後も地場産の食材を給食に取り入れ、より一層の活用を行う。

(給食課)

④⑤ 新しい学校給食センターを活用した食育の推進を図る。また、児童・生徒への食育は給食センターや学校だけでなく、地域・保護者の協力が必要であることから学校と連携を図りながら、保護者への食育を積極的に推進していく。

⑥ 今後も給食食材の産地の把握を行うとともに、放射性物質の測定を実施し、安全安心な給食の提供に努めていく。なお、給食に使用する食材の放射性物質の検査については、未検出が続いていることから検査回数を減らして対応する。

### **(10) 特別支援教育の推進**

東大和市特別支援教育推進計画に基づき、関係機関と連携しながら、校内支援・指導・相談体制の充実に努める。

- ① 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実に努める。
- ② 特別な支援が必要な児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ③ 幼稚園・保育園等からの円滑な就学を支援するため、「就学支援シート」を活用するなど、幼稚園・保育園等との連携を推進する。
- ④ 特別支援学級の指導の充実に努めるため、都立特別支援学校等と連携を進める。
- ⑤ 教員が特別支援教育に関する理解を深め、授業及び学校生活における実践力や総合的な指導力を身に付けられるよう、研修を充実する。

#### ■施策の取組状況

- ① 小・中学校における特別支援教育を円滑に進めるための体制の整備

ア 小・中学校において、校内委員会及び特別支援教育コーディネーターを中心として、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に努めた。

イ 東大和市における特別支援教育に関する手続や方法をまとめた「東大和市 特別支援教育の手引き」の改定、及び、全教員向けの「特別支援教育 東大和マニュアル」を新たに作成し、学校現場における特別支援教育の理解充実に努めた。

ウ 特別支援学級（固定制・通級制）教諭や特別支援教育コーディネーター向けに特別支援学級研修会や通級指導学級研修会を実施し、教員の資質向上を図るとともに特別支援教育に対する理解を深めた。

<実績等> 「東大和市 特別支援教育の手引き」の配布（管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当の新任・転任教諭を対象に各校5部配布）75部[150部]

「特別支援教育東大和マニュアル」の配布（全教員を対象に配布）

特別支援学級研修会・通級指導学級研修会の実施 8回 [8回]

- ② 特別支援教育に関する理解啓発の推進

ア 未就学児保護者向けの特別支援教育に関する啓発パンフレットを就学時健診を受診した児童の保護者全員に配布した。

イ 小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者向けの特別支援教育に関する啓発パンフレットを新小学1年生の保護者を対象に全員に配布した。

ウ 市民や関係機関職員向けの特別支援教育の理解啓発を図るため、東京都立羽村特別支援学校及び武蔵村山市教育委員会と共催で講演会を開催した。

<実績等> 未就学児保護者向け啓発パンフレットの配布 900部 [800部]

小中学校在籍保護者向けパンフレットの配布 1,600枚 [800枚]

東京都立羽村特別支援学校、武蔵村山市教育委員会及び東大和市教育委員会共催による支援が必要な児童・生徒の理解推進に関する講演会の開催

日時：平成29年7月28日（金） 午後2時～4時

講演 「発達障害のある子どもの困難さとは～読み書きの苦手な子ども

もに対する支援について～」

講師 東京学芸大学

教授 小池 敏英 先生

③ 幼稚園・保育園等からの円滑な入学支援体制の整備

ア 幼稚園・保育園等からの円滑な入学を支援し、小学校との連携を強化するため、就学支援シートを用意し、就学時健診時に保護者全員に説明し、配布をした。その後、各小学校説明会時に保護者より就学支援シートの任意提出を受けて、学校側で児童の様子を事前に把握することで、適切な入学準備を行った。

<実績等> 就学支援シートの作成 900部 [800部]  
就学支援シート回収部数 170部 [167部]

イ 市内の幼稚園・保育園等からの要望に基づき園に所属する幼稚園教諭・保育士を対象に特別支援教育に係る研修会を実施した。

<実績等> 派遣回数 13回 [19回]

ウ 発達障害者支援連絡会への出席

発達障害者への継続性・連続性のある支援への取組みについて市内関係課で会議を行った。

<実績等> 開催回数 2回

④ 特別支援学級設置校長会の開催

特別支援学級設置校長会を開催し、特別支援教育についての情報共有を図るとともに、充実を図るための課題の解決に向けて協議を行った。

<実績等> 開催回数 3回 [3回]

⑤ 特別支援教育検討委員会の開催

東大和市における特別支援教育のあり方について検討するため、特別支援教育検討委員会（小・中学校長会会長、通級指導学級教諭、特別支援学級教諭、心理相談員、教育委員会職員等16人で構成）を開催した。検討事項は、特別支援教室東大和マニュアルの改訂についてであった。

<実績等> 開催回数 特別支援教育検討委員会 6回 [4回]

⑥ 巡回指導・相談体制の整備

巡回相談員4人と教員免許を持つ巡回指導員（特別支援教育士）1人の5人体制で発達障害等の特別支援教育に係る巡回相談を実施し、学級での行動観察や心理検査等を通して学級担任への指導・助言及び保護者相談をきめ細かく行った。

<実績等> 巡回相談等の年間件数  
小学校 339件 [310件] 中学校 34件 [42件]  
就学前機関 86件 [81件] 関係機関 43件 [33件]  
心理検査 58件 [66件]

合計560件 [532件]

⑦ 就学相談の実施

障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指すため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごせるように連続性のある学びの場を検討するため、東大和市就学支援委員会就学判定会議を実施した。また、児童・生徒のうち特別支援教室・通級指導学級等の利用に係る審議を実施した。

<実績等> 就学相談65件 [73件] 通級等利用相談53件 [56件]

【就学相談結果】

(単位：人)

| 就学先           | 小学校     | 中学校     | 合計        |
|---------------|---------|---------|-----------|
| 特別支援学級（知的固定制） | 12 [ 8] | 6 [13]  | 18 [21]   |
| 特別支援学級（情緒固定制） |         | 1 [ 4]  | 1 [ 4]    |
| 特別支援学級（情緒通級制） |         | 11 [29] | 11 [29]   |
| 特別支援学級（言語通級制） | 12 [ 4] |         | 12 [ 4]   |
| 特別支援教室        | 47 [54] |         | 47 [54]   |
| 特別支援学校        | 7 [ 6]  | 2 [ 4]  | 9 [10]    |
| 通常の学級         | 6 [ 3]  | 1 [ 0]  | 7 [ 3]    |
| その他（私立学校等）    | 6 [ 3]  | 7 [ 1]  | 13 [ 4]   |
| 合計            | 90 [78] | 28 [51] | 118 [129] |

⑧ 子ども支援員の派遣

支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定と学校生活への適応を図るために、子ども支援員を配置し各学校からの要請に応じて派遣した。

<実績等> 子ども支援員 13人 [13人]

子ども支援員を派遣した児童数 30人 [31人]

⑨ 副籍制度

東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の中で希望者が、居住する学区の小・中学校に副次的な籍をもち、通常学級の児童・生徒との相互理解を図るため、間接交流（学校だよりの交換等）や直接交流（行事への参加等）を行った。

<実績等> 小学部副籍者 28人 [26人]

中学部副籍者 6人 [ 5人]

計 34人 [31人]

⑩ 特別支援教育研修会の開催

支援を必要とする児童・生徒への指導の充実における教員の資質向上のため、通常学級教員を対象に研修会を開催した。

<実績等> 日時 平成29年6月9日(金)午後3時15分～4時45分

内容 通常学級における発達障害のある児童・生徒の指導について  
～安心して過ごせる学級環境とは～

講師 明星大学 教育学部 教育学科

准教授 森下 由規子 先生

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

① 第二次東大和市特別支援教育推進計画における課題と目標の達成に向けて取組、管理を行い、特別支援教育の充実を図る。

② 学校で開催される校内委員会に巡回相談員や巡回指導員が参加し、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に努める。また、研修会等を通じて特別支援学級等の教諭や特別支援教育コーディネーターの資質向上を図る。

また、市民や関係機関向けに講演会等を実施し、特別支援教育における理解が深まるよう啓発に努める。

③ 就学支援シートの作成・配布を今後も継続的に実施し、幼稚園・保育園からの円滑な入学支援体制の整備を行う。

④ 特別支援学級設置校長会を開催し、特別支援教育についての情報共有と課題解決を

図る。

- ⑤ 特別支援教育検討委員会を開催する。また、特別支援教室に係る効果、課題の検証を行いながら、効果的な中学校への特別支援教室の導入を行う。
- ⑥ 小・中学校における校内委員会や特別支援教育コーディネーターを支援するために、巡回相談体制の充実を図り、各校で抱える問題について専門的に助言し解決を図る。
- ⑦ 障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸長が図れるよう多様な学びの場を検討するために就学支援委員会を開催し、専門的見地からの意見を受けて、保護者への情報提供を十分に行い、丁寧で分かりやすい相談を進める。
- ⑧ 子ども支援員を有効に活用し、支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定を図り、学校生活への適応を支援する。
- ⑨ 副籍制度を実施し、東京都立特別支援学校と市立小・中学校の児童・生徒の交流を行い、相互理解が深められるよう推進を図る。
- ⑩ 通常学級の教員を対象に特別支援教育研修を実施し、通常学級に在籍している支援を必要とする児童・生徒への指導力向上を図る。
- ⑪ 中学校における特別支援教室導入について、東京都のガイドライン等を注視し、生徒の適応能力を伸長できるよう検証を進め、導入を図る。

(教育指導課)

#### (11) 伝統文化の理解

郷土に対する愛着や誇りを育み、俳句や百人一首等の日本の伝統・文化に触れる機会の充実を図る。また、世界の多様な文化に対する理解を深め、自国や他国の文化を尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

#### ■施策の取組状況

- ① 日本の伝統文化に触れる機会の充実  
小・中学校鑑賞教室を通じて、日本の伝統文化に直接触れる機会をもち、そのすばらしさと奥深さを体験させた。  
<実績等> 小学校2校[1校]、中学校2校[0校]
- ② 社会科副読本「わたしたちの東大和」の配布  
東大和市を理解するために、社会科副読本「わたしたちの東大和」を小学校3年生に無償で配布した。  
<実績等> 小学校10校[10校]
- ③ 社会科副読本改訂委員会の開催  
副読本をよりよいものに改訂するために、委員会を開催した。  
<実績等> 年間3回[3回]
- ④ A L T (外国人講師) の派遣  
小学校の外国語活動の時間において、異なる文化をもつ人々との交流を体験し、文化等に対する理解を深めるため、A L T (外国人講師) を派遣した。  
<実績等> 派遣時間 小学校1,004時間[942時間]

(教育指導課)

#### ■今後の取組の方向性

- ① 小・中学校鑑賞教室等を通じて、日本の伝統文化に触れる機会の充実を図る。



- ②③ 社会科副読本の一層の充実を図るため、次期学習指導要領に対応するための「わたしたちの東大和」(改訂版)を作成するとともに、指導案例をまとめた指導展開集を作成する。
- ④ 小学校に対するALT(外国人講師)の派遣の拡充をする。

(教育指導課)

## 基本方針 3

### 「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実

少子高齢化や核家族化が進む中で、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、市民一人一人が生涯にわたって、自由に学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、さらに推進できるよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

#### (1) 【生涯学習の推進】

平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とした、「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」に基づき、生涯学習の諸事業を推進することで、市民の生涯学習の振興を図る。

#### (2) 【生涯学習の支援】

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、関係機関との連携・協力を図るとともに、学びあいガイドや出前講座、人材バンク制度の活用等により、市民の生涯学習を総合的に支援する。

#### (3) 【社会教育活動への支援】

郷土博物館、公民館、図書館の施設整備等に努めるとともに、学習の場の提供と交流の機会や情報の提供を充実させることで、市民の社会教育活動を支援する。

#### (4) 【郷土文化財の保存・継承と文化施設の整備】

郷土文化財の保存・継承と文化施設の整備を一層進める。

- ① 郷土の貴重な文化遺産や伝統芸能を保存・継承するとともに、古文書、史跡等の保存・整備に努める。
- ② 郷土の誇る芸術家の作品収集と修復、保存を行うとともに、旧吉岡家住宅兼アトリエ等の整備と公開の拡充に努める。
- ③ 前回の修復から20年が経過をした、市指定の文化財である「旧日立航空機株式会社変電所」の再整備のために現地調査を実施する。

#### (5) 【スポーツの振興】

東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画に基づき、スポーツの振興、健康・体力づくりを積極的に進める。

- ① だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、東京都の補助金等を活用し、市民体育館冷房設備改修工事等スポーツ施設の改修、整備に努める。
- ② 東大和市体育協会やスポーツ推進委員と連携を図る中で、障害者スポーツ競技の普及・啓発や各種スポーツ行事を実施することで、市民の健康づくりをサポートする。
- ③ 学校は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック

を見据え、児童・生徒が生涯にわたって運動に親しもうとする態度の育成に努める。

また、学校間の運動交流を企画したり、児童・生徒が積極的に市民運動会等に参加したりできるよう運動機会の拡大に努める。

#### (6) 【施設の利用促進】

文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るだけでなく、民間施設等の活用を図るなど、文化活動、体育活動の場の確保に努める。

#### (7) 【児童・生徒の各種行事への参加の推進】

児童・生徒がより一層社会教育事業に参加できるよう、学校との連携を推進していく。

### ■主要施策

#### (1) 生涯学習の推進

「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」に基づき、生涯学習の諸事業を推進することで、市民の生涯学習の振興を図る。

#### ■施策の取組状況

##### ① 社会教育委員会議

社会教育委員会議は、社会教育法第15条の規定に基づき設置された機関で、社会教育全般にわたる調査・研究・計画の立案を始め、教育委員会からの諮問に答えるため、会議を開催した。

<実績等> 年11回[11回]

##### ② 多摩湖塾（ひがしやまと出前講座）の実施

平成29年度は、様々な市の事業について知りたいという希望が寄せられ、市民団体等が自主的に行う学習会に市職員を講師として派遣した。

<実績等> 延べ13件[9件]、321人[203人]

##### ③ 学びあいガイドの発行、東大和市生涯学習人材バンクの紹介

生涯学習を推進するため、学びあいガイド29を作成・発行した。

また、学びあいガイド（行政による生涯学習）の中で、人材バンク制度の紹介をした。

<実績等> 学びあいガイド29（市民による生涯学習）

1,000冊[1,000冊]

学びあいガイド29（行政による生涯学習）

570冊[570冊]

学びあいガイド29（小学生向け）

4,800部[4,800部]

##### ④ 東大和市民文化祭

平成29年10月14日から11月3日までの21日間[27日間]実施した。

<実績等> 来場者 8,933人[9,896人]

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 新たに策定した「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」に基づき、本計画の基本理念である「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」の実現を目指す。
- ② 多摩湖塾の各課メニューの充実や多摩湖塾の周知を図っていく。
- ③ 学びあいガイドの発行や東大和市生涯学習人材バンクについて市報やチラシ等によって、広く市民に周知し、市民の間に文化を普及し、市民文化の向上と合わせて市民相互の交流を図る。
- ④ 東大和市文化協会と連携し、東大和市民文化祭を実施していく。

(社会教育課)

**(2) 生涯学習の支援**

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、関係機関との連携・協力を図るとともに、学びあいガイドや出前講座、人材バンク制度の活用等により、市民の生涯学習を総合的に支援する。

■施策の取組状況

- ① 東大和市社会教育関係団体育成事業  
市民の自主的な社会教育活動を促進することによって、東大和市の社会教育の発展を図るため、東大和市社会教育関係団体連合体に対して、補助金の交付等の援助を行った。  
<実績等> 7団体 3,770,400円 [7団体3,830,400円]
- ② 東大和市生涯学習人材バンク  
知識や技能を有する方々に人材バンクに事前に登録してもらい、指導者や講師を探している市内サークル・団体や新たに活動を始めたい市民への活用を図った。また、この制度の周知を図るため、登録者による体験講座を実施した。  
<実績等> 体験講座 中央公民館で実施  
2日間14講座 61人 [3日間15講座 63人]  
人材バンク 利用件数4件 [0件]  
延参加人数18人 [0人]

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 社会教育関係団体育成のため、補助金を交付していく。
- ② 東大和市生涯学習人材バンクの周知を図るため、体験講座の実施をしていく。

(社会教育課)

**(3) 社会教育活動への支援**

郷土博物館、公民館、図書館の施設整備等に努めるとともに、学習の場の提供と交流の機会や情報の提供を充実させることで、市民の社会教育活動を支援する。

■施策の取組状況

- ① 公民館運営審議会  
公民館運営審議会は、社会教育法第29条に基づいて設置された機関であり、中央公民館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画、実施について調査審議

することを目的とし開催した。

<実績等> 年8回 [8回]

② 公民館の利用状況

社会教育機関として、社会教育法第20条を目的とする利用及びその他の利用に供することにより地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、自主グループ活動等の推進に貢献した。

<実績等>

| 内<br>容           | 開館<br>日数<br>(日)  | 利用件数及び利用人数           |                    |                    |                  |                      |                    |              | 定期<br>利用<br>グル<br>ープ<br>数 |
|------------------|------------------|----------------------|--------------------|--------------------|------------------|----------------------|--------------------|--------------|---------------------------|
|                  |                  | 件                    | 一般                 | 市役所                | 主 催              | 有 料                  | 合 計                | 利用率          |                           |
|                  |                  | 人                    |                    |                    |                  |                      |                    |              |                           |
| 五<br>館<br>合<br>計 | 1,523<br>[1,522] | 14,667<br>[15,019]   | 885<br>[1,008]     | 1,070<br>[1,055]   | 197<br>[195]     | 16,819<br>[17,277]   | 61.29%<br>[62.99%] | 444<br>[461] |                           |
|                  |                  | 148,915<br>[157,279] | 26,190<br>[26,609] | 16,762<br>[18,276] | 6,253<br>[5,445] | 198,120<br>[207,609] |                    |              |                           |

※定期利用グループ数は、平成30年3月現在。[]内は平成28年4月現在

③ こうみんかんだより等の発行状況

公民館事業に関する情報提供及び利用グループ相互の情報交換の場として、さまざまな情報を提供した。こうみんかんだよりは主に新聞折込により、また各地区館だよりは主に職員により各戸配布した。

<実績等>

| 名 称 (発行館)        | 発行回数 (発行月)         | 発行部数                |
|------------------|--------------------|---------------------|
| こうみんかんだより (五館合同) | 6回 (5、7、9、11、1、3月) | 187,200部 [187,200部] |
| 中公タイムス (中央)      | 3回 (5、10、1月)       | 6,600部 [6,600部]     |
| ハロー公民館 (南街)      | 3回 (5、9、1月)        | 9,600部 [9,600部]     |
| こんにちは狭山公民館 (狭山)  |                    | 4,500部 [6,000部]     |
| あすなろだより (蔵敷)     | 3回 (5、11、2月)       | 3,600部 [7,200部]     |
| こだまの森 (上北台)      | 3回 (4、9、12月)       | 11,400部 [11,400部]   |
| 合 計              |                    | 222,900部 [228,000部] |

④ 主催講座等の開催

子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域課題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座、イベントなど、様々な主催講座等を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めた。

<実績等>

(単位：回、人)

| 施設名 | 対象          |             |                       |             |             |                       |             |              |                       |             |             |                       |             |             |                       | 合計          |              |                       |
|-----|-------------|-------------|-----------------------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|--------------|-----------------------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|--------------|-----------------------|
|     | 子ども         |             |                       | 青年          |             |                       | 成人          |              |                       | 保育付         |             |                       | 高齢者         |             |                       | 講<br>座<br>数 | 延<br>回<br>数  | 延<br>参<br>加<br>者<br>数 |
|     | 講<br>座<br>数 | 延<br>回<br>数 | 延<br>参<br>加<br>者<br>数 | 講<br>座<br>数 | 延<br>回<br>数 | 延<br>参<br>加<br>者<br>数 | 講<br>座<br>数 | 延<br>回<br>数  | 延<br>参<br>加<br>者<br>数 | 講<br>座<br>数 | 延<br>回<br>数 | 延<br>参<br>加<br>者<br>数 | 講<br>座<br>数 | 延<br>回<br>数 | 延<br>参<br>加<br>者<br>数 |             |              |                       |
| 合同館 | —           | —           | —                     | 1<br>[1]    | 35<br>[33]  | 1,431<br>[1,732]      | 4<br>[5]    | 66<br>[88]   | 1,748<br>[2,461]      | —           | —           | —                     | —           | —           | —                     | 5<br>[6]    | 101<br>[121] | 3,179<br>[4,193]      |
| 中央  | 3<br>[3]    | 4<br>[4]    | 236<br>[275]          | 3<br>[2]    | 21<br>[4]   | 1,677<br>[973]        | 3<br>[5]    | 13<br>[16]   | 767<br>[905]          | 2<br>[2]    | 20<br>[21]  | 336<br>[339]          | —           | —           | —                     | 11<br>[12]  | 58<br>[45]   | 3,016<br>[2,492]      |
| 南街  | 1<br>[1]    | 1<br>[1]    | 260<br>[304]          | —           | —           | —                     | 3<br>[4]    | 17<br>[21]   | 215<br>[374]          | 2<br>[1]    | 15<br>[10]  | 156<br>[157]          | —           | —           | —                     | 6<br>[6]    | 33<br>[32]   | 631<br>[835]          |
| 狭山  | 3<br>[3]    | 5<br>[5]    | 160<br>[141]          | —           | —           | —                     | 4<br>[2]    | 16<br>[8]    | 231<br>[112]          | —           | —           | —                     | 1<br>[1]    | 7<br>[7]    | 146<br>[99]           | 8<br>[7]    | 28<br>[29]   | 537<br>[467]          |
| 蔵敷  | 1<br>[1]    | 1<br>[1]    | 127<br>[130]          | —           | —           | —                     | 4<br>[2]    | 13<br>[5]    | 235<br>[107]          | —           | —           | —                     | 1<br>[1]    | 7<br>[6]    | 239<br>[198]          | 6<br>[6]    | 21<br>[22]   | 601<br>[551]          |
| 上北台 | 1<br>[2]    | 6<br>[7]    | 78<br>[120]           | —           | —           | —                     | 3<br>[4]    | 20<br>[20]   | 258<br>[465]          | 1<br>[1]    | 10<br>[12]  | 135<br>[280]          | —           | —           | —                     | 5<br>[7]    | 36<br>[39]   | 471<br>[865]          |
| 新堀  | —<br>[—]    | —<br>[—]    | —<br>[—]              | —<br>[—]    | —<br>[—]    | —<br>[—]              | —<br>[—]    | —<br>[—]     | —<br>[—]              | —<br>[—]    | —<br>[—]    | —<br>[—]              | 1<br>[1]    | 6<br>[8]    | 363<br>[463]          | 1<br>[1]    | 6<br>[8]     | 363<br>[463]          |
| 合計  | 9<br>[10]   | 17<br>[18]  | 861<br>[970]          | 4<br>[4]    | 56<br>[39]  | 3,108<br>[2,719]      | 21<br>[22]  | 145<br>[158] | 3,454<br>[4,424]      | 5<br>[6]    | 45<br>[60]  | 627<br>[993]          | 3<br>[3]    | 20<br>[21]  | 748<br>[760]          | 42<br>[45]  | 283<br>[296] | 8,798<br>[9,866]      |

⑤ ここがふるさと 東大和の魅力発見・発信し隊

多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業であり、3年間の実施期間が終了した。

「コミュニティスペースコース」「まちの魅力研究所コース」「ポータルサイトコース」の3コースからそれぞれ「ほっぺ@ひがしやまと」、「まち連（東大和まちおこし連絡会）」、「東大和どっとネットの会」という自主運営組織が発足した。

⑥ 市民大学・東大和グリーンカレッジの開講

生涯学習の一環として、市民が主体的に豊かな地域社会をつくることを目指し、地域で学び、互いにふれあい、自己実現するための機会を提供するため、前年度に引き続き市民大学・東大和グリーンカレッジを開講した。

<実績等> (Aコース) 17回 (Bコース) 10回 年27回 [20回]

⑦ 市民大学企画運営委員養成講座「ヒガシヤマト未来大学をいっしょにつくりませんか？」の実施

平成25年度から実施している市民大学の企画運営を自ら積極的に行う企画運営委員を育成するための講座を実施した。

⑧ 施設整備

中央公民館においてホール集会場電球及び水銀灯点検・交換、非常口ドア修繕、自動ドア修繕等を実施した。狭山公民館において冷却水ポンプ交換修繕、畳取替修繕、外灯修繕、電話設備更新工事、トイレ改修工事等を実施した。蔵敷公民館において自家用電気工作物キュービクル塗装修繕、冷却水ポンプ交換修繕を実施した。

(中央公民館)

⑨ 図書館協議会

図書館協議会は、図書館法第14条の規定に基づいて設置された機関で、図書館

の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることを目的とし開催した。

また、平成28年度第2回図書館協議会で諮問した「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」に係る審議を継続して行い、平成29年度第5回図書館協議会において答申を受けた。

<実績等> 年5回[3回]

⑩ 図書館資料の充実

高度化、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料の収集に努めた。

<実績等>

|          | 中央図書館                          | 桜が丘図書館                       | 清原図書館                        | 合 計                            |
|----------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 購入<br>点数 | 10,400 点<br>[10,029 点]         | 2,698 点<br>[2,545 点]         | 3,392 点<br>[3,260 点]         | 16,490 点<br>[15,834 点]         |
| 購入<br>金額 | 23,761,133 円<br>[24,254,205 円] | 4,914,225 円<br>[4,930,991 円] | 6,014,057 円<br>[6,011,646 円] | 34,689,415 円<br>[35,196,842 円] |

⑪ 図書館と学校との連携

ア 中央図書館見学会

・小学3年生対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、本やおはなしの楽しさや、図書館の利用方法を学んでもらった（清原図書館も小学2年生対象に実施した）。

<実績等> 小学校10校・29クラス[32クラス]・911人[901人]

・保育園・幼稚園年長組園児対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、絵本やおはなし会の楽しさを味わってもらうため、中央図書館及び清原図書館で実施した。

<実績等> 18園[16園]・593人[506人]

イ 団体貸出・資料相談

「総合的な学習」や「調べ学習」などで子どもたちが調べものをする場合、学校図書館では対応の難しい部分の援助を行った。

<実績等> 調べ学習の依頼 102件[104件]、5,352冊[6,524冊]

⑫ リクエストサービス

資料を貸出し中の利用者へは、貸出期限を厳守させ、次の利用者への速やかな提供に努めた。また、市内他館が所蔵している資料は取り寄せ、所蔵していない資料は、購入もしくは東京都立図書館や市外の図書館から借用・紹介して提供した。

<実績等> リクエストサービス受付数 (単位：件)

| 中央図書館              | 桜が丘図書館           | 清原図書館            | インターネット            | 合 計                |
|--------------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|
| 11,265<br>[14,857] | 5,177<br>[6,309] | 6,517<br>[7,340] | 63,125<br>[59,123] | 86,084<br>[87,629] |

⑬ レファレンスサービス

利用者から調査・研究などのための資料（情報）を求められたときに、検索の援助や資料の提供を行った。

<実績等> 資料案内数 (単位：件)

| 中央図書館              | 桜が丘図書館           | 清原図書館            | 計                  |
|--------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 19,397<br>[18,451] | 3,675<br>[3,129] | 4,699<br>[4,805] | 27,771<br>[26,385] |

⑭ 図書館の利用状況

東村山市立図書館、武蔵村山市立図書館、及び立川市図書館との相互利用を継続した。

<実績等> 貸出点数 (単位：点)

|        | 平成29年度  | 平成28年度  | 比較増減    |
|--------|---------|---------|---------|
| 中央図書館  | 471,456 | 494,391 | △22,935 |
| 移動図書館  | 3,025   | 2,526   | 499     |
| 桜が丘図書館 | 120,824 | 119,491 | 1,333   |
| 清原図書館  | 136,123 | 136,417 | △294    |
| 合計     | 731,428 | 752,825 | △21,397 |

⑮ 「東大和市子ども読書活動推進計画」

平成25年3月に策定した「東大和市子ども読書活動推進計画〔平成25年度～平成29年度〕」に基づき、子どもの読書環境の向上に資する事業を実施した。

関連事業として、講演会「子どもの成長と読書」（講師：斎藤惇夫氏）を東大和文庫連絡会との共催で実施し、また「布の絵本で遊ぼう！」を開催した。

「第二東大和市子ども読書活動推進計画〔平成30年度～平成34年度〕」を平成30年3月に策定した。

(中央図書館)

⑯ 郷土博物館協議会

郷土博物館協議会は、博物館法第20条の規定に基づき設置された機関で、館長の諮問に応ずるとともに、郷土博物館の運営に関する基本的な事項について調査審議することを目的とし開催した。

<実績等> 年1回〔1回〕

⑰ 郷土博物館の常設展示及び企画展示

市の歴史や自然環境の紹介のほか、小規模な企画展示を行う常設展示室を引き続き開室した。

また、企画展示室では、6件の企画展示を開催した。企画展示「歌に詠まれた鳥たち」（平成29年3月～5月）、写真でみる多摩湖竣工90年（7月～9月）、吉岡堅二展—創作のあゆみ—（9月～10月）、野草スケッチ展「植物画を描く」（11月～12月）、「ひなまつり」（平成30年2月～3月）、収蔵資料展VOL. 11「竹の民具」（3月～5月）である。平成29年度は9,096人〔15,189人〕の入場者があった。

郷土博物館のロビーや2階廊下を使ったロビー展示は、すこしむかしの道具たち（30年1月～2月）、「狭山丘陵で学んだよ」（30年3月～5月）、「多摩の戦跡パネル展」（8月）、「吉岡堅二 鳥の素描展」（10月）他を展示した。

⑱ 企画展示室の一般貸出

企画展示室の有効活用として、博物館主催の企画展示を実施していない期間について、平成25年度から一般への貸出しを実施し、4団体の応募があった。これに



例年行っている「きらめき友好アート展」（喜多方市と当市の中学生美術展をあわせ、5団体が企画展示室を利用した。一般貸出しによる企画展示室観覧者は、合計1,501人[1,652人]あった。

⑲ 変電所の特別公開

旧日立航空機(株)変電所では、うまかんべえ～祭り、平和市民の集い、東大和市立第二小学校6年生、その他に内部を公開し、合計して7,377人[8,590人]の入場者があった。

⑳ プラネタリウムの投影

プラネタリウムでは、一般投影、特別投影、学習投影、幼児投影等を行い、15,988人[17,726人]の入場があった。

一般投影では、「富士の星暦」（春番組）、「フィール ジ アース」（夏番組）、「国際宇宙ステーションからの眺め」（秋番組）、「銀河鉄道の夜」（冬番組）、「星と笛と月の物語」（春番組）を投影した。

特別投影は、季節の話題にあわせて投影した。

「たなばたさまの星空」、「お月見投影」、「クリスマスの星空」、「星空さんぽ」、「ひよこプラネタリウム」などを投影した。なお、26年度に好評だった、東日本大震災被災者のメッセージで綴る作品「星空とともに」も投影した。また、中高生によるプラネタリウム発表会も新たに企画・実施し好評を得た。その結果、特別投影合計で、1,127人[827人]の観覧者があった。

学習投影は、学校教育の一環として、各校の希望に応じて、担当職員が解説するので、市内各小学校の利用のほか、市外の小学校の利用もあり全体で43校[45校]、3,008人[3,169人]の観覧者があった。

幼児投影は、幼児にもわかりやすく、星に興味を持つよう、簡単な星の解説と「ナナとハチ～ちきゅうにおりてきたネコのものがたり」を投影した。市内外の幼稚園、保育園、児童館などからの観覧があり、37団体[30団体]、1,689人[1,437人]であった。

㉑ 郷土博物館の教育普及活動

バードウォッチングや野草教室、薬草観察会、空堀川の鳥たちなど職員や講師を招いての「自然観察会」を12回[12回]実施し、285人[265人]の参加があった。

狭山緑地を、20分程度で巡る「ちいさな自然観察会～狭山緑地自然ガイド」を47回[51回]開催し、218人[257人]の参加があった。

その他、「飛ぶタネの模型作り」「宇宙の学校」「はたおりたいけん」などを実施した。

「星空観察会」は4回[4回]計画し、19人[74人]の参加があった。なお、うち2回は天候不良のため中止とした。

太陽と日中の月の観察を行う「昼間の星の観察会」を4回[4回]実施し、197人[203人]の参加があった。

その他の博物館講座として、東大和歴史めぐり（34人[24人]）、植物画教室は5回[5回]の連続講座とし、延べ54人[87人]が参加した。

狭山丘陵市民大学は、武蔵村山市立歴史民俗資料館、東村山ふるさと歴史館、瑞穂町立歴史民俗資料館と共催している。

平成29年度は「狭山丘陵の遺跡と地形」をテーマに、30年度にかけて行った。東大和市からの参加者は、1回で19人[延べ4回で152人]であった。

⑫ 学校教育と郷土博物館との連携

学校教育の一環として、8校〔10校〕の郷土博物館常設展示室の見学があり、担当職員が説明を行った。

講師派遣及び出張授業として、職員が各学校や市立狭山緑地等に出向き、環境、天文、歴史の学習を援助した。立川市、武蔵村山市の小学校を含め、年間を通じて107回〔108回〕に及んだ。

第一中学校敷地内に設置している生活文化財保存庫に、4校〔3校〕の見学があった。

⑬ その他の講師派遣

当市の新規採用職員研修や教員研修等4件〔10件〕に職員を派遣した。

⑭ 博物館活動のPR

博物館だより「光と風」を年4回〔4回〕（第92号～第95号）、「星だより」を毎月12回、自然観察シート（No.225～228）を発行した。

（社会教育課）

■今後の取組の方向性

- ① 引き続き、公民館運営審議会の意見を聞きながら、市民のニーズを調査把握し主催事業をはじめとする公民館運営に反映できるよう努めていく。また、知識の高揚を図るため、研修などに積極的に参加できる機会の提供に努めていく。
- ② 地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、さらには出会いとふれあいの場である地域ネットワークの核となるよう自主グループ活動等の推進に努めていく。グループ紹介事業「地域デビューパーティー」の、さらなる有効な展開を模索していく。
- ③ より多くの市民に公民館を知っていただくとともに、利用していただけるよう、さらなるPRに努めていく。なお、平成30年度よりこうみんかんだよりの紙面のリニューアルを実施する。また、職員の各戸配布による各地区館だよりの配布は、地域住民とのコミュニケーションの場としても重要であることから、今後も継続して実施していく。
- ④ 引き続き、子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域問題・社会的問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めていく。
- ⑤ 多摩・島しょわがまち活性化事業の助成を受け「ここがふるさと 東大和の魅力発見・発信し隊」は、平成29年度をもって3年間の実施期間が終了した。講座から発足した自主運営組織に対し、講座終了後の1年間の支援を行っていく。
- ⑥ 市民大学を今までの公民館講座からの脱却を図り、市民自身の手による自立した企画運営につなげるため、名称を「ヒガシヤマト未来大学」に改名し、平成29年度に実施した企画運営委員養成講座の成果を活かした事業を展開する。
- ⑦ 市内の歴史的な資料等を後世に遺すための手法である「デジタルアーカイブ」のサイトを、市民の手で作成・運営をするための「デジタルアーカイブ講座」を実施する。
- ⑧ 平成26年度に中央公民館、27年度に狭山公民館、28年度に蔵敷公民館外壁調査を実施したことを受け、外壁工事を実施計画化する。また中央公民館ホール天井改修工事を平成31年度に実施する。

(中央公民館)

- ⑨ 引き続き、図書館協議会に対して図書館奉仕について意見を求め、市民により利用される図書館運営に努めていく。  
また、平成29年度第5回図書館協議会で答申のあった「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」を受け、教育委員会としての結論を導いていく。
- ⑩ 選書に当たっては、利用者の要求及び蔵書の内容、予算等を勘案しつつ、日常的に東大和市立図書館の蔵書に厚みと広がりを加えていく視点が必要である。  
さらに、さまざまな年齢、職業、思想及び信条の利用者の要求に応えられるよう、あらゆる分野の資料を収集するように努めていく。
- ⑪ (ア) 小学校と連携を図り、小学3年生を対象に図書館見学を実施することにより、図書館の概要説明や館内見学を通して図書館のことを知ってもらうとともに、本の楽しみ方を味わってもらう。  
また、児童に対して図書館利用カードを作ってもらう機会となることから、見学会後も継続的に利用してもらえるようにする。  
(イ) 「総合的な学習」や「調べ学習」など学校図書館では足りない部分の援助を引き続き行っていく。また、読書旬間等の行事へも引き続き協力していく。
- ⑫ 引き続き、資料購入費の確保や他の図書館との連携を図っていき、利用者の求める資料を迅速かつ的確に提供できるようにする。予約待ち人数の多い資料は、「人気の本」のチラシを掲示して資料の寄贈を呼びかける。リクエストサービス制度を知らない利用者にホームページや図書館だよりなどを通してその内容を周知する。
- ⑬ 利用者からの幅広い調査依頼に迅速、的確に対応するためにレファレンス資料の充実に努めるとともにそれらを使いこなすためのスキルアップ研修を行う。
- ⑭ 引き続き、東村山市立図書館、武蔵村山市立図書館及び立川市図書館との相互利用を継続し、図書館利用者の利便性を図る。
- ⑮ 「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」に基づき子どもの読書活動を支援し推進していく。健康課の実施する「ブックスタート」事業に協力し、子どもと保護者が絵本に親しむきっかけ作りをする。

(中央図書館)

- ⑯ 引き続き、郷土博物館協議会に対して運営に関する基本的な事項について意見を求め、さらに魅力ある郷土博物館を目指していく。
- ⑰ 郷土博物館は、平成6年4月の開館から22年が経過し、学校との連携は定着してきた。一方で常設展示室の展示情報が古くなり、展示機器が故障するなどして学習に耐えられない状況もあるため、限られた予算のなかで工夫をしながら改修や他の展示媒体への変更を計画していく。
- ⑱ 旧日立航空機(株)変電所は、平成7年の文化財指定に際して修復工事を施し、平和教育に活用してきたが、コンクリート建造物の特徴である劣化が徐々に進行している。今後、建物を適正に保存しながら、可能な限り公開する機会を増やすため、現地調査の結果を踏まえ、保存修復工事に向けて基本設計に努めていく。
- ⑲ プラネタリウムは、郷土博物館の集客実績の根幹をなしている。PR方法の改善や投影番組の選定についてさらに検討を重ね、一層の集客に努めていく。
- ⑳ 郷土博物館周辺の自然環境や収蔵資料、市内外に存する文化財やそのデータはもとより、プラネタリウムを有効に活用した教育普及活動を実施してきた。今後もさらに充実していく。

講座等は、市民の多様な学習要求に応えるため、自然、郷土史、天文等の各分野に

わたる学習の機会を設けた。今後もその均衡を保ち、さらに充実するよう努めていく。

- ① 小学校への職員派遣はもとより、小・中学校の教育研究会理科部会及び社会科部会の要請に応え、講師派遣を行うと共に、これまでに倣い、市役所の新入職員への講義や、その他諸団体の要請に基づく郷土史や自然環境の講義に職員を派遣する。
- ② より多くの市民の方々に郷土博物館の活動を周知し、利用の促進を図るため、さらなるPRに努めていく。

(社会教育課)

#### **(4) 郷土文化財の保存・継承と文化施設の整備**

郷土文化財の保存・継承と文化施設の整備を一層進める。

- ① 郷土の貴重な文化遺産や伝統芸能を保存・継承するとともに、古文書、史跡等の保存・整備に努める。
- ② 郷土の誇る芸術家の作品収集と修復、保存を行うとともに、文化施設の整備と公開の拡充に努める。
- ③ 前回の修復から20年が経過をした、市指定の文化財である「旧日立航空機株式会社変電所」の整備に努める。

#### ■施策の取組状況

(仮称) 東大和郷土美術園の整備と、旧日立航空機株式会社変電所の公開機会を増加した。

- ① (仮称) 東大和郷土美術園の特別公開  
登録有形文化財登録記念特別公開(5月23日～28日)と秋(10月27日～29日)に公開し、同時に文化財ガイドや講演会などを行った。その他の特別公開を含め、年間合計で1,652人[545人]の来園があった。
- ② 旧日立航空機株式会社変電所の公開  
28年4月から毎月第2日曜日を定例として、文化財ボランティアとともに公開した。その他、うまかんべえ～祭や平和市民の集いに伴う公開、第二小学校6年生の授業対応など、全37回の公開を行った。

(社会教育課)

#### ■今後の取組の方向性

- ① (仮称) 東大和郷土美術園は、5月に国の登録有形文化財に登録され、今後の整備方針を検討していく。郷土博物館での吉岡堅二特別展の開催や、他のイベントとのタイアップをさらに進め、市の内外に話題を提供できるよう取り組んでいく。  
旧日立航空機株式会社変電所保存のために、修復工事の基本設計を委託により実施する。

(社会教育課)

#### **(5) スポーツの振興**

生涯スポーツの振興、健康・体力づくりを積極的に進める。

- ① だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、東京都の補助金を活用する中で、スポーツ施設の改修、整備に努める。
- ② 東大和市体育協会やスポーツ推進委員と連携を図る中で、各種スポーツ行事を実施することで、市民の健康づくりをサポートする。
- ③ 学校は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据え、児童・生徒が生涯にわたって運動に親しもうとする態度の育成に努める。  
また、学校間の運動交流を企画したり、児童・生徒が積極的に市民運動会等に参加した

りできるよう運動機会の拡大に努める。

#### ■施策の取組状況

① スポーツ推進計画の策定

スポーツ基本法でうたう地方スポーツ推進計画として、「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」を策定した。

② スポーツ施設の整備

指定管理者と調整を行い、各体育施設の修繕等を行い、良好なスポーツ環境の整備に努めた。

③ スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員協議会は、スポーツ基本法第32条に基づき委嘱されたスポーツ推進委員で構成し、当市のスポーツ推進のため、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うことを目的に活動した。

<実績等> スポーツ推進委員協議会

定例会 12回 [12回]

各種スポーツ大会等 5回 [6回]

④ スポーツ指導者の育成

地域のスポーツ実技の指導やスポーツ活動促進のための組織の育成等を行っているスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図った。

<実績等> 講演会派遣 3回[3回] 技術講習会 3回[5回]

(社会教育課)

#### ■今後の取組の方向性

① 「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」に基づき、スポーツの振興に努める。

② スポーツ推進のため、スポーツ推進委員によるスポーツの実技指導等を積極的に実施する。

③ 引き続き、地域のスポーツ指導者であるスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術力の向上を図る。

また、各種団体やグループの自主的なスポーツ・レクリエーション活動を推進するため指導者の育成は重要と考えられるので、東京都体育協会等が実施している指導者育成講習会等の情報提供体制を整備する。

④ 平成24年度に設立された地域スポーツクラブは地域住民が運営主体となって活動していくものであり、地域のスポーツ振興に寄与する団体のため引き続き支援を行う。

(社会教育課)

### (6) 施設の利用促進

文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るだけでなく、民間施設等の活用を図るなど、文化活動、体育活動の場の確保に努める。

#### ■施策の取組状況

① 学校体育施設の利用促進

各小中学校に世話人を配置し、毎月打合せ会を開催して各使用団体間で調整のう

え使用申込みの取りまとめを行った。

また、打合せ会で予約の入らなかった日を毎月24日（日・祝日の場合は翌日）から、先着順により貸出しを行った。

| 区 分   | 校 庭                  | 体 育 館                |
|-------|----------------------|----------------------|
| 小 学 校 | 1, 883件<br>[1, 860件] | 2, 752件<br>[2, 845件] |
| 中 学 校 | 49件<br>[49件]         | 1, 739件<br>[1, 703件] |

## ② 体育施設の利用促進

使用日の属する月の2か月前の月の15日から25日の間に抽選予約の受付、その後使用月の属する月の1か月前の5日（日・祝日の場合は翌日）から一般受付を行い、体育施設の利用促進を図った。また、市民体育館では、利用割当を設定し、団体及び個人への貸出しを行った。

<実績等>

| 区 分                    | 個 人                    | 団 体                  | 計                      |
|------------------------|------------------------|----------------------|------------------------|
| 東大和市 Rond みんなの<br>体育館  | 70, 840件<br>[69, 863件] | 5, 737件<br>[5, 865件] | 76, 577件<br>[75, 728件] |
| 東大和市 Rond テニス<br>スクエア  | 7, 562件<br>[7, 449件]   | —                    | 7, 562件<br>[7, 449件]   |
| 東大和市 Rond 上仲原<br>野球場   | —                      | 679件<br>[798件]       | 679件<br>[798件]         |
| 東大和市 Rond 桜が丘<br>フィールド | —                      | 2, 059件<br>[2, 161件] | 2, 059件<br>[2, 161件]   |

## ③ スポーツ活動の場の提供

児童や青少年の健全育成を目的とした大会及び教室を実施した。

<実績等>

| 名 称          | 期 日          | 参 加 者    | 対 象 者     |
|--------------|--------------|----------|-----------|
| ニュースポーツで遊ぼう！ | 平成29年9月2日（土） | 50人[62人] | 小学生とその保護者 |

（社会教育課）

## ■今後の取組の方向性

① 地域における身近で親しみやすいスポーツ活動の場である学校体育施設の開放については、重要と考えられるので引き続き利用の促進を図る。

② 第2期の指定管理者として、平成27年4月1日から、東大和市 Rond みんなの体育館、東大和市 Rond みんなのプール、東大和市 Rond 桜が丘フィールド、東大和市 Rond テニススクエア、東大和市 Rond 上仲原野球場については Rond スポーツ・ジェイレック共同事業体を指定した。今後も、指定管理者と連携を図り、市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため体育施設の貸出しを引き続き行い利用の促進を図る。

また、東大和市 Rond みんなの体育館については、利用ニーズに合わせた利用割当とするよう指定管理者と連携し見直しを定期的に行い、さらなる利用の促進に努める。

- ③ 児童・青少年にとってスポーツ活動に親しむことは、心身の健全な発達を図るうえで大きな役割を果たすとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うという重要な意義を有していることから、引き続き児童や青少年を対象とした教室や大会等を指定管理者と連携を図り実施する。

また、対象者のニーズに合った種目や実施日時等の再検討を行い、一人でも多くの参加を促すことが必要である。

(社会教育課)

#### **(7) 児童・生徒の各種行事への参加の推進**

児童・生徒がより一層社会教育事業に参加できるよう、学校との連携を推進していく。

##### ■ 施策の取組状況

- ① 第47回ふれあい市民運動会での小中学生リレー種目では、全小中学校からの参加を得ることができた。

また、都立東大和南公園陸上競技場で行った第52回東大和ロードレース大会では、小学4年生以上の市内外の児童生徒が、合計で10部門521人の参加があったほか、第28回多摩湖駅伝大会でも小中学生が4部門で130チームの参加があった。

(社会教育課)

##### ■ 今後の取組の方向性

- ① 社会教育事業への児童生徒の参加は、年々増加する傾向にある。引き続き学校との連携を図る中で、児童生徒への働きかけを積極的に行っていく。

(社会教育課)

## 基本方針 4

### 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

教育行政には学校・家庭・地域の協働と市民の教育参加を積極的に進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育改革を力強く展開することが求められる。

そのために、東京都教育委員会等との緊密な連携・協力のもとに、東大和市の特性を踏まえた教育行政を進めるとともに、市民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を推進する。

#### (1) 【地域に開かれた学校運営の推進】

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民、さらには学識経験者の参画を求めるとともに、学校経営計画に基づく学校関係者評価の充実等、開かれた学校運営を一層推進する。

- ① 学校においては、学校経営方針や日常の教育活動・学校評価などから明らかになった成果と課題を積極的に公開し、保護者・地域の理解と協力を得るよう努める。

#### (2) 【学校の組織的運営の確立】

校長がリーダーシップを発揮し、職層に応じた責任の明確化を進め、組織目標が達成されるよう支援する。

- ① 校長は、学力向上及び小中一貫教育の推進を図るため、学校経営方針を職員と共有し、学校の組織力を高め、学校教育の活性化を図る。
- ② 校長、副校長、主幹教諭をはじめ事務主事等による経営支援部を校務分掌に位置付け、学校経営の工夫改善を図る。

#### (3) 【教員研修の充実】

国語や算数・数学、外国語、理数教育、「特別の教科道徳」、「小学校英語科」等に重点を置いた指導力向上のための研修や、いじめや体罰防止の視点に立った研修等、より実践的な研修を計画的に実施する。

- ① 主任教諭等を対象とした「学校リーダー育成研修」をはじめ、学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図る。
- ② 主任教諭任用時研修を実施し、主幹教諭の補佐、各分掌間での業務の調整など、学校運営上の重要な役割を担う能力を育成する。
- ③ 学校においては校内研修やOJTを活用し、組織的・計画的な人材育成に取り組む。
- ④ すべての学校において、「特別の教科道徳」に関する研修が実施できるよう、指導教諭による模範授業の実施等、支援体制を整える。
- ⑤ 教員の視野を広げ、より実践的な研修となるよう、他地区や大学・企業等との連携を進める。
- ⑥ 国や東京都の最新の動向を見据え、新学習指導要領実施に対応する研修を計画・実施する。



**(4) 【教育ボランティアの活用】**

教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に活用するなど、市民の教育参加の機会を拡充する。

**(5) 【学校施設の効率的な運営】**

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

**(6) 【学校施設等の整備】**

安全で安心な教育環境の確保を図るため、学校施設の計画的な改修・改善に努める。

① 校舎、体育館の非構造部材の耐震化、特別教室等の冷房化、トイレの尿石除去清掃及び便器の洋式化等を進める。

**(7) 【新しい学校給食センターの運営と学校給食の充実】**

平成29年4月から稼働する新しい学校給食センターにおいて民間活力を導入する調理・配膳業務を円滑に行い、安心・安全な学校給食の提供等、学校給食の基本理念の実現に努める。

**(8) 【教育環境の整備】**

東大和市立学校の教育環境については、最新の状況を注視しながら、対策の検討を進める。

また、校務ネットワーク・システムについては、学校での運用状況を把握し、情報セキュリティ対策を踏まえた指導、支援を行うように努める。

**(9) 【危機管理体制の充実】**

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応のあり方等の改善及び充実に努めるとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実に努める。さらに、大地震などの災害時に対応するための防災教育の充実に努める。

① 児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車運転免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

② 学校においては、児童・生徒の命を守る体制を強化するため、水泳指導前など適切な時期を捉えて、救急救命研修を実施する。

**(10) 【安全対策の推進】**

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、スクールガードリーダーの取組やスクールガード等による登下校時の見守り活動や通学路の安全点検を推進する。

① 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実に努める。

② 登下校時の見守り体制の強化を図るため、小学校の通学路に設置した防犯カメラを適切に運用し、また、中学校の校門に防犯カメラの計画的な設置を進める。

**(11) 【アレルギー疾患への対応】**

アレルギー疾患に対応するため、平成28年度に改訂した「東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル」に基づき教員の共通理解を図り、

定期的な校内研修や訓練を実施する。

また、給食等の提供により発生するアレルギーショック等、緊急時の対応として、公立昭和病院とホットラインの活用を検討する。

- ① 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を活用して、平常時の事故防止を徹底するとともに、緊急時の役割分担を明確にした訓練を実施するなど、校内体制の整備を図る。
- ② エピペン®の実技講習会を開催するとともに、学校給食での事故防止策の徹底を図るなど、教員への支援に努める。
- ③ 新しい学校給食センターにおいても、安心・安全な学校給食を提供するため、アレルギー詳細献立表を作成するとともに、アレルギー対応（除去食）を含め、家庭・学校・調理配膳業務委託事業者、配送業務委託事業者との連携及びチェック体制の強化に努める。

## ■主要施策

### (1) 開かれた学校づくりの推進

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民、さらには学識経験者の参画を求めるとともに、学校経営計画に基づく学校関係者評価の充実等、開かれた学校づくりを一層推進する。

- ① 学校においては、学校経営方針や日常の教育活動・学校評価などから明らかになった成果と課題を積極的に公開し、保護者・地域の理解と協力を得るよう努める。

## ■施策の取組状況

- ① 学校毎の学校運営連絡協議会の実施

市内全小・中学校において、年3回以上の学校運営連絡協議会を開催し、学校に対する理解と改善意見を受け、学校経営へ反映させることができた。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

- ② 学校評価研修会の実施

学校教育法の改正に伴い、学校評価の導入に関する研修会を校長及び学校運営連絡協議会委員を対象に実施した。

<実績等> 校長対象 1回[1回]

学校運営連絡協議会委員対象 1回[1回]

(教育指導課)

## ■今後の取組の方向性

- ①② 学校評価の導入に伴い、学校評価を活用し開かれた学校づくりを一層進める。そのために、児童・生徒や保護者等の授業評価を積極的に取り入れる。

(教育指導課)

### (2) 学校の組織的運営の確立

校長がリーダーシップを発揮し、職層に応じた責任の明確化を進め、組織目標が達成されるよう支援する。

- ① 校長は、学力向上及び小中一貫教育の推進を図るため、学校経営方針を職員と共有し、学校の組織力を高め、学校教育の活性化を図る。
- ② 校長、副校長、主幹教諭をはじめ事務主事等による経営支援部を校務分掌に位置付

け、学校経営の工夫改善を図る。

#### ■施策の取組状況

##### ① 各学校における学校経営方針の作成

学校経営方針を作成し、予め設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さを当該学校の全校職員が検証し評価を行った。

##### ② 当初訪問の実施

各学校の学校経営方針の重点・人事等について聞き取り、学校経営の支援を行った。

<実績等> 当初訪問実施校 15校[15校] 15回[15回]

##### ③ 教育指導課訪問等の実施

校長の学校経営方針等を聞き取り、学校における児童・生徒の教育活動を参観することにより、校長の学校経営支援に役立てた。また、研究授業を実施し、指導主事が指導助言することにより教員の授業改善を図った。さらに、様々な課題について校長・教職員と協議・懇談により交流を図り、学校の教育課題の解決を図った。

<実績等> 教育指導課訪問等実施校 15校[15校] 15回[15回]

(教育指導課)

#### ■今後の取組の方向性

##### ①～③ 市内全小・中学校において行っている自己評価の内容を保護者、地域住民に説明し、教育の改善に向けた具体的な交流、協力活動を行う。

また、当初訪問及び教育指導課訪問の内容充実を図り、各校の特色ある学校づくりを支援していく。

(教育指導課)

### (3) 教員研修の充実

国語や算数・数学、外国語、理数教育、「特別の教科道徳」等に重点を置いた指導力向上のための研修や、いじめや体罰防止の視点に立った研修等、より実践的な研修を計画的に実施する。

##### ① 主幹教諭等を対象とした「学校リーダー育成研修」をはじめ、学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「経営塾やまと」等の研修の充実を図る。

##### ② 主任教諭任用時研修を実施し、主幹教諭の補佐、各分掌間での業務の調整など、学校運営上の重要な役割を担う能力を育成する。

##### ③ 学校においては校内研修やOJTを活用し、組織的・計画的な人材育成に取り組む。

##### ④ すべての学校において、「特別な教科道徳」に関する研修が実施できるよう、支援体制を整える。

#### ■施策の取組状況

##### ① 初任者研修の実施

初任者教諭及び期限付任用教員を対象に、初任者研修会を実施した。内容としては、服務、学級経営、安全指導、人権教育、特別支援教育等の講義及び授業研究等を行い、また夏期休業中に宿泊研修会を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校17人、中学校10人 合計27人 [13人]  
回数11回 [11回]

##### ② 2・3年次授業研究の実施

2・3年次教諭を対象に、1人の教員につき①年間3回の授業研究②年間4回の校外における研修を実施した。各校の教育課題に基づく学習指導案の作成及び授業研究を行い、また夏期休業中に教科領域の指導についての学習指導法研修を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校13人、中学校12人 合計25人[38人]  
授業研究回数 延べ75回[114回]

③ 中堅教諭等資質向上研修の実施

10年経験者教諭を対象に、研修会を実施した。夏期休業中を中心に学習指導法研修、生活指導・進路指導事例研修、人権教育・法規研修、教職員服務研修等を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校6人、中学校3人 合計9人[14人]  
回数7回[7回]

④ 経営塾やまとの実施

管理職を対象に、研修会を実施した。「フランクリンコヴィーの7つの習慣」を基に児童・生徒・教員の主体性を伸ばすための講義・演習を行った。

<実績等> 対象校長・副校長 小学校21人、中学校7人 合計28人[14人]  
回数 1回[3回]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

①～④ 職層に応じた研修内容を充実し、教員の職層に応じ人事考課と連動した能力開発型の研修の充実に努める。

(教育指導課)

**(4) 教育ボランティアの活用**

教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に活用するなど、市民の教育参加の機会を拡充する。

■施策の取組状況

① 教育ボランティアの活用

教育指導課を拠点として教育ボランティアを登録し、各学校が必要に応じて活用できるように整備した。各校では、教科指導補助、部活動指導等で活用し、教育活動が充実した。

<実績等> 教育ボランティアの登録数 109人 [142人]  
各学校の教育ボランティアの活用数 延べ937人[1,311人]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

① より多くの教育ボランティアを確保するために市ホームページや市報に募集案内を掲載するとともに、各学校においてボランティアを活用できるように、近隣大学(明星大学、国立音楽大学、白梅学園大学等)への募集を進める。また、今後も教科指導補助等、学校の教育活動全般を視野に入れて活用を図っていく。

(教育指導課)

## (5) 学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

### ■施策の取組状況

施設の利用促進【再掲〈44～45ページ〉】

### ■今後の取組の方向性

施設の利用促進【再掲〈44～45ページ〉】

## (6) 学校施設等の整備

安全で安心な教育環境の確保を図るため、学校施設の計画的な改修・改善に努める。

### ■施策の取組状況

#### ① 学校施設等の計画的な改修・改善

良好な学習環境を確保するため、計画的に学校施設の整備を行った。

- ア 校舎の非構造部材の耐震化を図るため、第三・第五小学校において、外壁・建具改修工事を実施した。また、中学校校舎非構造部材調査を実施した。
- イ 体育館の非構造部材の耐震化を図るため、小学校（第三・第五小除く8校）体育館バスケットゴール耐震化工事、小・中学校体育館バスケットゴール耐震化設計及び第一中学校体育館照明器具耐震化工事設計を実施した。
- ウ 第八・第十小学校トイレ洋式化工事を実施した。
- エ 中学校特別教室冷房設備設置工事を実施した。また、小学校特別教室等冷房設備設置工事設計及び中学校特別活動室等冷房設備設置工事設計を実施した。
- オ 中学校防犯カメラ設置工事を実施した。
- カ 第八小学校プール改修工事を実施した。
- キ 第八小学校自動火災報知設備改修工事を実施した。
- ク 第十小学校及び第五中学校体育館床下地補強工事を実施した。
- ケ 第四・第八小学校校庭芝生化維持管理を実施した。

#### ② 芝生維持管理組織構成員のボランティア保険への加入

校庭芝生化を実施した第四小学校、第八小学校において、日常の芝刈り作業、施肥作業を行っている芝生維持管理組織構成員のPTA、おやじの会、校庭利用団体、地域の方等が行う際の万一の事故に備えるため、ボランティア保険に市の負担により加入した。

<実績等> 加入人数 20人 [18人]

(教育総務課)

### ■今後の取組の方向性

- ① 良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、計画的に学校施設の整備を行う。特に、児童・生徒の安全性を確保するとともに地域の避難場所としての役割を果たす、小中学校施設の非構造部材の耐震化の推進を図る。
- ② 校庭芝生化維持管理を行っている構成員等が安心して活動できるよう引き続きボランティア保険に市の負担により加入する。

(教育総務課)

- ③ 学校給食センターの施設を活用し、試食会・食育等の事業を積極的に推進する。  
(給食課)

## (7) 教育環境の整備

東大和市立学校の教育環境については、最新の状況を注視しながら、対策の検討を進める。また、校務ネットワーク・システムについては、学校での運用状況、情報セキュリティ対策の動向等、適正な活用に努める。

### ■施策の取組状況

- ① 平成29年8月に第二小学校から第九小学校の教育用ノートパソコン（児童用）の台数を20台から40台に増設するとともに、無線環境も合わせて電算機器等を更新した。

### ■今後の取組の方向性

- ① 平成31年8月に第一小学校の教育用ノートパソコン（児童用）の台数を増設するとともに、無線環境も合わせて電算機器等を更新する予定である。

(教育総務課)

## (8) 危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応の在り方等の改善及び充実を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。さらに、大地震などの災害時に対応するための防災教育の充実を図る。

- ① 児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車運転免許制度を関係機関の協力を得て実施する。  
② 学校においては、児童・生徒の命を守る体制を強化するため、水泳指導前など適切な時期を捉えて、救急救命研修を実施する。

### ■施策の取組状況

- ① 不審者情報の提供

不審者事案発生時に、各学校から不審者情報を迅速に報告、周知させることによって二次被害防止に努めた。通報者から連絡を受けた学校は、教育指導課に報告するとともに、プライバシー等に配慮しつつ市内各小・中学校、東大和警察署生活安全課等に連絡し、教育指導課は教育委員会事務局各課に連絡するとともに防災安全課に情報提供した。

<実績等> 件数 42件[42件]

(教育指導課)

- ② 自転車運転免許制度

児童を交通事故から守り、安全に自転車を乗れるように、基本的な自転車の乗り方、交通ルールについての講習会・実技指導を警察、交通安全協会、保護者、関係機関の協力を得て、小学校全校で行った。

<実績等>

ア 講習会（全児童を対象に講習及びペーパーテスト）修了者に運転免許証及び反射合格シールを配布

イ 実技指導（3年生対象）

（単位：人）

| 内 訳           | 参加者数         | 内 訳       | 参加者数       |
|---------------|--------------|-----------|------------|
| 教職員           | 44<br>[48]   | 警察署・駐在所   | 28<br>[21] |
| 児 童           | 754<br>[822] | 交通安全協会    | 31<br>[49] |
| P T A ・ 保 護 者 | 130<br>[134] | 教育委員会・土木課 | 21<br>[31] |

（教育総務課）

③ スタントマンによる体験型自転車交通安全教室

交通ルールの遵守及び交通マナーの向上、交通安全に対する意識の高揚を図るため、スタントマンの交通事故実演による、交通安全教室を実施した。

<実績等> ア 実施日時 第四中学校 平成29年7月7日（金）

午後1時30分～午後3時00分

イ 参加者 全生徒、八小5年生及び6年生、十小6年生、警察署、教育委員会、土木課、地域住民等

（土木課）

④ 交通擁護ボランティアのボランティア保険への加入

学期のはじめ等に通学路で交通擁護ボランティア活動を行っている保護者、P T A等の万一の事故に備えるため、傷害補償と賠償責任補償が一体となったボランティア保険に市の負担により加入した。

<実績等> 加入人数 643人[705人]

（教育総務課）

⑤ 総合防災訓練の実施と学校防災マニュアルの改訂

第四中学校において学校と地域・保護者とが連携した総合防災訓練を実施し、学校と地域との連携のあり方について確認する機会とした。また、東日本大震災を教訓として一部改訂した学校防災マニュアルを活用し、防災教育のあり方について各校で見直しを行った。

（教育指導課）

■今後の取組の方向性

① 個人情報等の取り扱いに配慮しつつ、不審者情報の連絡体制を強化する。

（教育指導課）

② 交通事故を防止するため、引き続き警察、交通安全協会、保護者、関係機関と連携を図り、自転車の講習会・実技指導を行う。特に交差点の安全な渡り方や生活道路での自転車の乗り方について、重点的な指導を行う。

保護者に対しては、教育委員会だよりやパンフレットにより児童の交通安全について、一層の啓発を図る。

③ 交通事故の重大さや交通ルールの一層の理解を深めるため、交通事故の疑似体験を取り入れた交通安全教室の実施について、担当の土木課に働きかけていく。

④ 交通擁護ボランティア活動を行っている保護者、P T A等が安心して活動できる

よう引き続きボランティア保険に市の負担により加入する。

(教育総務課)

- ⑤ 第一中学校の教育実践を市内全小・中学校に広げるとともに、学校防災マニュアルを基に、義務教育9年間を見通した系統的防災教育計画を各中学校区で検討・作成していく。

(教育指導課)

### (9) 安全対策の推進

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、スクールガードリーダーの取組やスクールガード等による登下校時の見守り活動や通学路の安全点検を推進する。

- ① 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。
- ② 登下校時の見守り体制の強化を図るために設置した小学校の通学路防犯カメラの維持管理に努める。

#### ■施策の取組状況

- ① 学校安全ボランティア（スクールガード）のボランティア保険への加入  
学校安全ボランティア（スクールガード）が通学路の見守りや地域のパトロールを行う際の万一の事故に備え、傷害補償と賠償責任補償が一体になったボランティア保険に市の負担により加入した。

<実績等> 加入人数 32人[45人]

- ② 地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）による巡回指導  
元小学校長1人をスクールガードリーダーとして委嘱し、各小学校を巡回して防犯面の取り組みを確認した上で、指導・助言を行った。

<実績等> 平成30年2月5日～2月19日 小学校10校 [10校]

中学校 5校 [5校]

(教育総務課)

- ③ セーフティ教室の実施  
全小・中学校において、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけるセーフティ教室を実施した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

非行防止12回 [11回] 犯罪被害防止13回 [13回]

(教育指導課)

- ④ 地域安全マップづくりの推進  
児童が通学路における危険から身を守るための力をはぐくめるよう、各小学校では、地域安全マップづくりに取り組んだ。

<実績等>

・親子点検の結果で作成 2校 (四・九小) [1校 八小]

・授業の中で作成 7校 (一・三・五・六・七・八・十小)

[7校 一・三・五・六・七・九・十小]

- ⑤ 防犯ブザーの貸与  
児童・生徒の登下校時の安全を図るため、新小学1年生に防犯ブザーを貸与した。

<実績等> 750個[748個]



- ⑥ 交通安全帽子（黄色）の配布  
 児童の登下校時の安全を図るため、新小学1年生に交通安全帽子（黄色）を配布した。
- ＜実績等＞ 750個[748個]
- ⑦ 通学路における合同点検の実施  
 学校、保護者等、警察署、道路管理者及び教育委員会の5者が参加して、通学路における合同点検を夏休み期間中に実施した。
- ＜実績等＞ 平成30年3月末時点での実施状況  
 点検箇所 39箇所〔36箇所〕  
 （うち対策必要箇所） 39箇所〔29箇所〕  
 対策済み箇所 34箇所〔25箇所〕  
 ※対策済み箇所とは、対策必要箇所においての対策が全て完了した箇所をいい、対策済みとなっていない箇所については、対策を検討中若しくは対策を実施中であるが完了していない箇所をいう。
- ⑧ 通学路防犯カメラの維持管理  
 東京都の補助金を活用して市内小学校全10校の通学路に1校あたり5台設置した、防犯カメラ全50台の維持管理に努める。

（教育総務課）

#### ■今後の取組の方向性

- ① 学校安全ボランティア（スクールガード）がそれぞれの地域で無理なくパトロールや見守り活動が続けられるよう、支援に努めていく。
- ② 地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）を引き続き配置し、小学校の学校施設や通学路等の点検を行っていく。
- ③④ 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を身に付けるため、セーフティ教室の内容の充実や地域安全マップづくりの一層の支援に努める。
- ⑤ 引き続き、新小学1年生に防犯ブザーの貸与を行う。
- ⑥ 引き続き、新小学1年生に交通安全帽子（黄色）の配布を行う。
- ⑦ 引き続き、通学路における合同点検を実施する。
- ⑧ 引き続き、通学路防犯カメラの維持管理に努める。

（教育総務課）

#### **(10) アレルギー疾患への対応**

アレルギー疾患に対応するため、「東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル」に基づき教員の共通理解を図り、定期的な校内研修や訓練を実施する。

- ① 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を活用して、平常時の事故防止を徹底するとともに、緊急時の役割分担を明確にした訓練を実施するなど、校内体制の整備を図る。
- ② エピペン®の実技講習会を開催するとともに、学校給食での事故防止策の徹底を図るなど、教員への支援に努める。
- ③ 給食センターにおいて、安心・安全な学校給食を提供するため、アレルギー詳細献立表を作成する等、家庭・学校との連携及びチェック体制の強化に努める。

## ■施策の取組状況

- ① 定期的な校内研修や訓練及びエピペン®の実技講習会を各学校で実施し、事故防止の徹底に努め、また緊急時対応の体制を整備するために、アナフィラキシー対応ホットラインを開設した。
- ② 文部科学省が作成したアレルギー疾患に関連する資料を学校へ配布することにより、教員の共通理解及び周知を図った。
- ③ アレルギー疾患の状況把握のため、新小学1年生は就学時健康診断時に、在校生は学校において、調査を実施し状況把握に努めた。

(教育総務課)

- ⑤ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)を提出した児童・生徒の保護者と面談を行い、個々のアレルギー情報把握に努め、アレルギー献立表等を提供した。また、アレルギー情報提供依頼書が提出された場合も同様にアレルギー献立表等を提供した。  
また、誤って摂取した場合、重篤な症状となるピーナッツ(落花生)、くるみ、カシューナッツは引き続き学校給食で使用しなかった。また、アレルギー除去食について、学校と協力して除去食を希望する児童・生徒の保護者等と面談を行った。

(給食課)

## ■今後の取組の方向性

- ①② 引き続き、各学校において定期的に校内研修等を実施し、また、最新の情報を学校へ提供することにより、事故防止を図り、緊急時には、アナフィラキシー対応ホットラインを活用していく。
- ③ 引き続き、アレルギー疾患に関する調査を複数回実施し、状況把握に努める。

(教育総務課)

- ④ アレルギー除去食について、学校や関係機関及び調理配膳業務委託業者との調整を図り、安心・安全な学校給食の実施に努める。

(給食課)

## 第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

聖徳大学大学院教職研究科教授 廣嶋 憲一郎

### 1 学校経営の充実

昨年に引き続き、本年も市内の小学校を訪問する機会をつくっていただきました。訪問した小学校は2学期の始業式の当日でしたが、猛暑の中、友達や先生との再会を待ちわびた子どもたちの笑顔がはちきれていて、思わずこちらも笑顔になりました。

熱中症や校舎の安全管理に万全な対策を怠らない校長先生・副校長先生、校庭の芝生を手入れして下さっている地域の方々、冷房の効いた教室等、安全・快適な教育環境を見ることができました。このような充実した教育環境の実現には、教育委員会と学校、地域の協力・連携があつてのことと思います。

学校経営の充実のために、平成29年度東大和市教育委員会主要施策には、「学校経営の改革」として、「開かれた学校づくりの推進」、「学校の組織的運営の確立」、「教員研修の充実」、「教育ボランティアの活用」、「学校施設等の整備」、「危機管理体制の充実」、「安全対策の推進」等の多方面からの施策が掲げられています。これらの施策は、教育委員会と学校、地域の連携・協力によって着実に推進されていることがうかがえます。

### 2 新学習指導要領への対応

学力の向上とも関わって、学校教育の最重要課題は新学習指導要領への対応ではないかと考えています。新しい学習指導要領は小学校では2020年度、中学校では2021年度から完全実施されます。本年度から移行措置として既に実施されているものもあります。新学習指導要領は、社会の大きな変化を見据えて、「何を身に付けるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を中心として大きな改善を目指しています。

平成29年度東大和市教育委員会主要施策には、教員研修の充実による国語、算数・数学、外国語、理科教育、「特別の教科 道徳」等に重点を置いた指導方法向上のための研修計画や社会科副読本改訂への着手等が見られます。また、今後これらの施策を充実・発展させようとする方向性もうかがえます。

新学習指導要領への適切な対応は、児童・生徒の資質・能力の向上に関わる極めて重要な事柄であると考えますので、より具体的・計画的な施策と迅速な対応が必要ではないかと思えます。このことが、教育委員会の研修計画や各学校の重点施策に具体的に反映され、実践化できますよう期待します。

### 3 オリンピック・パラリンピック教育の推進

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、子どもたちに未来への夢や希望を持たせ、自分の生き方を考えさせることができる絶好の機会であると思われま

す。オリンピック・パラリンピック教育については、平成29年度には各学校が学習読本や映像資料などを活用して、意義や歴史を学んでいるとの報告が見られます。また、オリンピック・パラリンピ

アンを招聘した取り組みやボランティアマインドの醸成、障害者理解教育の推進等が本格化しつつあることがうかがえます。今後は、各種行事への児童・生徒の参加が増加傾向にある社会教育事業とも連携して、児童・生徒は勿論のこと、広く市民にも働きかけて、ボランティアマインドの醸成や障害者理解教育の推進が実を結ぶことを期待します。

平成29年度市教育委員会の運営状況や施策について、市職員の説明、回答を踏まえつつ、気になる項目を中心に点検・評価を加えてみたい。

### 1 基本方針1「人権尊重教育の精神の育成」の普及・啓発を

学校や家庭において、いじめ、体罰、不登校、虐待など「しない・させない基盤」は人権尊重教育であることを今一度見直したい。東京都の人権教育プログラムに示されているように、かけがえのない価値と尊厳をもつ児童・生徒が相手の身になって感じたり、考えたりする感覚や心の痛み、辛さを感じとる心を育てる中で、人権を捉えていくことが求められよう。

心を育てるために本市では道徳の授業公開やあいさつ運動など実績を積んでいる。立場が弱い人には手を差し伸べ、相互に温かい助け合いの精神が普及・拡大すれば、社会問題ともなっているパワハラ、暴力、暴言、理不尽な威圧等も減少するはずである。学校・家庭においては幸せに快適に生きたいという子どもの権利を尊重し、教育や子育てに反映させたい。

### 2 安全確保、安心できる環境の構築と自分で身を守り、命を大切にする教育を

通学路の安全点検については学校、PTA、ボランティアの見守り活動などの協力、連携のもと、きめ細かくシステム化されていることがわかる。中学校にも防犯カメラが設置され、また死亡事故につながる倒壊しやすい古くて高いブロック塀も点検済みとの報告があった。

現代は、自然災害、青少年犯罪、スマホなどの個人情報の管理など社会の変化とともに、たえず子どもたちは危険にさらされている。そのために日常生活の中で危険予知を察し、自分の身は自分で守る、危険な状況に身を置かないなど徹底する必要がある、「想定外」、「前例がない」等の対応をすることがないよう、行政、学校、家庭ともに子どもの安全、安心を最優先にしたい。

### 3 新規または進行中の注目したい施策項目と今後の充実への期待を込めて

#### 【小・中学校の一貫教育の充実】

小学校5年生から中学校1年生対象に、接続の円滑化、学力の向上を目的に一貫教育がなされている。東大和共通プログラムを活用しつつ、中学校区ごとに分けてそれぞれ成果を上げている。この方法は区部で生じている公立中学校離れの防止にもなる。

#### 【特別支援教育の推進】

特別支援教育に関する理解、啓発のために平成29年度は保護者用のパンフレッ

トを2倍に増刷、配布した実績が認められる。

#### **【学校施設の整備】**

施設関係では、耐震化、トイレの洋式化、中学校の防犯カメラの設置など学校の状況に応じて計画的になされている。

平成29年度に小学校児童用のパソコン台数が倍増したことは評価したい。

#### **【学校給食センターの整備】**

平成29年4月から稼働している新学校給食センターは保護者や地域の方々の見学会を積極的に行っている。今後、食育指導や地場産の食材の活用など、子どもにとって豊かで、充実した給食時間が期待される。

#### **【市民のための生涯学習の充実】**

高齢者の学習意欲は旺盛であり、多くの実践を掲載している「学び合いガイド」は市民にとって貴重な資料である。実際、公民館や市民センターではニーズに応じた自主サークルが極めて活発に活動しており、関係職員も丁寧に対応されている。

#### **【情報発信の向上】**

市報、教育長日記、公民館だよりなど、内容の的確性や見やすさ等、6・7年前と比較して明らかに質的向上がみられる。このことは、学校や様々な機関の情報発信に好影響を与えている。

教育委員の職務は、現場教員の指導と監督。保護者からみると、担任の先生や学校長に言っても埒が明かない時は教育委員に直接訴えるという構図しか浮かばなかったが、東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価会に出席させていただくことにより、教育委員は多岐の分野に関わり多くの会議に出席され、忙しい毎日を送られていることに驚きました。

平成30年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書より感じたことを記します。

## 1 不登校への対策

教育センターの活用、学校への訪問指導、巡回相談等による教育相談機能の充実、学校やサポートルームとの情報共有、関係機関との連携、家庭への支援等の熱心な取り組みをされていることにはご苦労様と申し上げたいです。

現代社会はストレス要因も多く出社拒否、うつ病が増加しているという社会の中で学校も例外ではないと思います。今回記されている不登校の出現率3.58%という数値は国、東京都、他市と比較して東大和市はどうか。また、どの学年が多いのか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置してからの変化があったのか。

不登校は長期的な取り組みが必要になる事例が多く、未然に防ぐためには早期発見に取り組みながら、子どもの日々の変化を知る親、学校担任やクラブ顧問等が子どもたちの話をじっくり聞き、不登校の初期症状をキャッチできるゆとりの時間を作ってほしいと思いました。

今回の関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業の活用、中学校不登校対策中心教員の授業時数軽減に伴う非常勤講師雇用、養護教諭の負担軽減のための事務補助等は大いに評価したい。

## 2 学力向上に向けた着実な施策

平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校6年生が国語、算数ともに国との平均正答率の差を確実に縮めている。

小中学校全校で「習熟の程度等に応じた少人数学習指導員の配置」、「協力指導員（ティームティーチャーの配置）」、「学習支援員の配置」などの人的措置、そして、「東大和市家庭学習の手引き」の活用で家庭での学習習慣の定着を進めてきた結果と思われます。

### 3 オリピック・パラリンピック教育の推進

—今後の取組の方向性—

ボランティアマインドの醸成、障害者理解教育の推進など、本教育を本格的に開始する期待として位置付ける。

2020年目前にせまった東京大会に向けての取り組みに期待します。

### 4 社会教育活動への支援

公民館活動については、5館とも年齢層を配慮した種々の講座作りをし、それらの企画を市民参加型にして企画の段階から多くの市民の方々が参加をしていることは、会議室の利用状況から読み取れて素晴らしいことであります。

また、「ここがふるさと 東大和の魅力発見・発信し隊」では、市長会補助金を活用して3年間の企画事業を終了し、「ほっぺ@ひがしやまと」、「まち連（東大和まちおこし連絡会）」、「東大和どっとネット」を新たに立ち上げ自主運営組織が発足したことは喜ばしいことであります。

市民大学・東大和グリーンカレッジも好評で次の段階に発展しつつあるようです。

図書館については、かなりの書籍を購入し、蔵書管理も大変のことと思います。

レファレンス活用時の職員の対応は素晴らしく、その場でわからない時は職員同士が協力し合って調べてくれます。これも館長の指導のもと、素晴らしい人間関係の賜物です。

2階の展示コーナーの市民団体への貸出も3年目を迎え喜ばしいことであります。2階に初めて足を運び、その奥に専門書があり、学習室があるということがわかったという声を聞きました。

郷土博物館については、各分野の専門職員が競うようにさまざまな企画を実施してくださり、多くの参加者で賑わう郷土博物館になっています。

文化財ボランティアの方々の協力のもと、旧日立航空機株式会社変電所や東大和郷土美術園の見学者も増えています。郷土美術園の整備に是非、生垣を残す計画で臨むことを強く希望します。



東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価  
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、東大和市教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務（東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）に基づき教育長に委任した事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、毎年度委員会が策定する基本方針に基づく主要な施策（以下「主要施策」という。）とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、点検及び評価を毎年度1回実施するものとする。

2 点検及び評価は、前年度の主要施策の取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題及び今後の方向性を示すものとする。

3 点検及び評価の実施に当たっては、教育に関する学識経験を有する者から意見を聴取するものとする。

(点検及び評価の報告書の作成等)

第4条 委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成するものとする。

2 委員会は、前項に規定する報告書を議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年12月25日から施行する。

平成30年度東大和市教育委員会の権限に属する  
事務の管理執行状況の点検及び評価  
(平成29年度分) 報告書

平成30年11月発行

発行 東大和市教育委員会  
編集 学校教育部 教育総務課  
〒207-8585  
東京都東大和市中心3-930  
TEL 042-563-2111(代表)  
<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>